

第 11 日目（3 月 10 日）

○副 議 長（黒滝 松男君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を開催いたします。

○副 議 長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。  
なお、病院事業管理者から欠席、副市長、公務のため午後欠席です。議長、家事都合のため午前欠席の届け出がでておりますので報告いたします。

[午前 9 時 30 分]

○副 議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位 15 番、議席番号 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。それでは通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。今回の項目は大項目 3 つであります。

1 南魚沼版 C C R C について

それでは 1 番目の南魚沼版 C C R C についてをさせていただきます。議員として情報収集に努め、先進地視察や市長、担当課との意見交換を行っています。しかし、市長や担当課と意見交換をすると、私の聞き方や受け取り方が悪いのか、それとも市長や担当課がその場しのぎの説明をするのか、ボタンのかけ違いという事例を多く感じます。議員や市民には齟齬がないように、私はしっかりすべきではないのかなというふうな思いがあります。

また、2 番目になりますけれども、大項目の（1）が先ほどで（2）が、1 月下旬に大和商工会で開催された南魚沼版 C C R C 推進協議会の場でも 2 つの事業者が提案してきたわけですが、いずれも市が事業主体になるようなプランだったのです。今定例会初日においてとか、いろいろところで市長はこれまで市が事業主体になることはないというふうに説明をしていますが、提案してきたこの 2 事業者は、市が事業主体というプランを出してきている現実があります。市の説明がしっかりしていないから、このような根本的な問題が起きるのではないかと私は思っております。

事業者のプランは昨年 10 月ごろ、11 月かもしれませんが、昨年もう 10 月や 11 月ごろに提案されていたと聞いています。この根本的な部分を 1 月下旬まで指摘しないのは、非常に業者さんに対してもそうですし、南魚沼の例えば議員とかだっただけ受け取り方が全然違ってくるわけですね。はっきり言って時間がない中で C C R C を進めている中で、本当に時間の無駄だと思うのです。こういうふうなのは、私は市の説明について問題がある明白な事例だと思いますし、あと要は連携がとれていない。本当に大切な根本が間違っていることではないのかなというふうな思いがあります。

以上、大項目 3 点ですがご答弁のほうをよろしくお願いします。

○副 議 長 傍聴者の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。牧野 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 おはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。ありがとう

ございます。牧野議員にお答えを申し上げます。

## 1 南魚沼版CCRCについて

前段のその齟齬がないように説明すべきという部分で、どういうことが現実にあったのかということですが、私が今まで申し上げてきておりますように、平成28年度の予算の中にCCRC関連の施設整備とかそういうことについての予算は一切出ませんと。まだそういうところについていませんということを申し上げております。ですので、施設整備の関係——きのうも申し上げましたが、いわゆるソフト部門での国のほうの交付金の交付決定的なものが、予算が成立することで出てくるわけですけれども、そういう部分を見越しての部分と、また新たに追加的な部分で出てくる部分があります。きのうも平成28年度で4,000万円ぐらいですか、それは施設整備とかハードは全く入っていませんで、お試し居住の部分だとかいろいろなことが出てきて、それは特に齟齬があったとは全く思っておりません。何を現実的に指しておっしゃっているのかというのが私にはちょっとわかりませんが、当然ですけれども議会の皆様や市民に、その場しのぎで説明をするということはまずあり得ないと思っております。

これは私も含め、あるいは職員も含めて、その場だけ逃げていけばいいという考え方は全く持っていませんから、それで終わるわけではないわけです。ですので、その辺、もし何か具体的なことがありましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

大和商工会での件であります。これはきのうもいろいろお話が出ましたが、1月27日の南魚沼版CCRC推進協議会で発表いただいた、大成建設そして日立キャピタルこの2事業提案の説明内容です。私もその会議の場におりまして、事業者の発表に入る前に、10月末または11月に情報交換があったことを担当課長がまずは紹介しております。さらに、今回の会議での発表は、具体的に市がこの内容で進むものではない点と、推進協議会での「検討を深めるための切り口」、そして「検討を深めるポイント」これを共有するためのものだという趣旨を、私の口からもはっきり確か申し上げているところであります。

したがって、委員や傍聴いただいた皆さんも、私は全てご了解いただいたと思っております。これについての齟齬ということは特に私はないと思っておりますけれども、説明を聞いた後にも私から、市は施設整備や事業運営者になることは想定していないと、はっきりと申し上げているところであります。大成建設様には市と直接の情報交換をしないで、10月に提案資料を携えて私のところに面談に来た。したがって、市が情報提供をした上でご提案をいただいたということではありませんし、ご依頼をしたものでもない。不誠実だということについては、全く私は理解ができておりません。

それから、市の内部の話ということでもありますけれども、今ほど申し上げましたように、昨年10月28日に提出いただいたと、これは内部の話でもうわさでもなくて事実であります。1月27日の推進協議会の席上で事務局からお知らせし、大成建設等の発表の中でもはっきりと話をしているところであります。

大成建設様のほうからは、従前からCCRCに関心を持って検討を進めているということ

は聞いておりました。事業者としてこれまでの状況も踏まえて、10月の時点で提案書を作成したものでありまして、その後に出された当市の基本構想と齟齬があることを、発表の中でも触れております。議事録もありますので。10月28日に提案がなされた後に、当初、担当者から大成建設のほうへこの部分の違いや、補助金の想定についての修正もお願いをしているところでもあります。業務委託をしているということではありませんので、市がそれを修正しなさいということではないわけでありまして、そういう立場ではありませんのでご協力をお願いしております、現在、修正後のものはまだ提出いただいております。

議会の場で発表し、ホームページでも公表している中で、今後の連携事業者の選定段階においては、他の事業者同様、当然ですけれども競争になると思っております。したがって、修正が例えば完了していても、提出や発表はまずはできないだろうと、しないだろうと思います。市は周辺のインフラ整備などを行って、CCRC本体の建設運営の事業主体になることはないという、これは根本的な部分の違いを修正しないことにつきましても、これが別に決して時間の無駄ではない。CCRCの姿というのはこういうことを考えていますよ、ということを発表いただいたわけでありまして、何らご指摘をいただくことではないと思っております。以前よりこうした事業者の皆さんからのご提案が、3者からあるとお伝えしてきております。残る1社にも発表をお願いしましたが、まだまだもう少し調整しなければならないということで、発表をいただけませんでした。他との競争もあるわけでありまして、そうした判断が社内であったとしてもこれは理解すべきことでもありますし、尊重しなければならない。

今回のこの修正前のものであっても、運営協議会での検討材料として資料提供と発表をいただいた大成建設そして日立キャピタル両者には、これは感謝を申し上げなければならないと思っております。

これから基本計画あるいは事業計画の段階に入りますと、市としましても特定の事業者との情報交換は特に慎重にすべきだというふうに、私も考えているところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

○副 議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 南魚沼版CCRCについて

じゃあ、まず(1)の議員や市民には齟齬がないようにしっかり説明すべきというところですが、1月13日に全員協議会があったわけです。そこでちょっと先ほど市長から説明がありましたけれど、建設的な部分もとかという話でしたけれども、私はこう受け取りました。ある同僚議員が質問で、3月議会にCCRC関連で予算が出てくるのですかと聞きました。そこで、3月議会にどこの部分にどういう提案があるか、議会の中にCCRCを施設的な面も含めて間に合わない、思わないというふうな要旨の答弁を担当課はしているのですよね。私はそういうふうに、これを聞けば施設的な面も含めてというふうな答弁でしたから、これを聞いていれば施設面もそうだし、ソフト面もそうだろうなと私は思います。ここを私はこういうふうに、議事録を聞いて私はこういうふうな答弁だったと思います。

あとそれと、また1月19日に歩む会と、あともう1つの会派さんと市長と、ちょっと勉強会をした中でも、その中の市長との情報交換の中でも、3月議会にCCRCの予算は、新年度予算は出る予定はない、どこかで聞きましたかって言っているわけです。そういうふうにしたわけですよ。私は正直そんなソフトだとかハードのことなんて一言も言わなくて、市長はそういうふうな答弁をした、答えをしたわけですよ。そういう答えだったのですよ。私はハードに限ってなんてことを言っているつもりもないし、ソフトに限ってなんて言っているつもりもないし。その答弁で予算は出ませんよと言って、私、本当、予算書を見たら予算が出ているじゃないか、あれって正直びっくりしましたよ。私は市長に嘘をつかれたのになって。だから齟齬がないように説明すべきと言っているわけです。

市長、説明をするときに、私と市長の意思疎通ができていない。担当課と私の意思疎通ができていない。それは私も悪いところがあるかもしれませんが、この問題は結構、市長、意思疎通がちょっと悪いんじゃないのかなという思いがあるので、「齟齬がないように」という言葉がきつ過ぎたかもしれませんが、例えばあと、きのうの午前中最後の議員の質問の中で……〔何事か叫ぶ者あり〕違いますよ。これは全部一緒のことです。齟齬についての事例で。平成28年度予算で市の単費の持ち出しはありませんかという質問があったわけです。市長は単費のそういうのはありませんと答弁をしているわけです。質問者の趣旨は、要は100%であろうが50%であろうが市の持ち出しはありますか、と私は聞いていると思っているけれども、市は補助がある、補助がなく市だけで100%市の持ち出しの予算はないというふうな答えをしたと思うのです。CCRCになると、要は質問をするというか私の受け取りと、市長の受け取りがちょっと聞いていても、すごくわからなくなるところがあるんです。こういうふうにならばちょっと事例を幾つか出して言いますけれども、まずはその建設的なハード的部分に関してとか、そういうところとは私は受け取っていませんでした。そういう事例をもって質問をしているので、よろしくお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRCについて

最初に申し上げておきますが、根本的に捉え方が違うといえますか、例えば、私が昨日申し上げました、市の単費での持ち出しはありません。ないですから、単費での持ち出しというのは、きのうも申し上げましたように、補助事業で100%補助というのたまにはあります。今の27年度のそのCCRC関連の部分。しかし、これは補助事業を我々がやろうというときに、市のお金がついて回るというのは一般的に普通でしょ。ですから、市の単費といつも言っているのは、市が単独で、補助も何も受けないでやるというのを、普通、市の単費というのです。ですから、それをご理解いただかないと、じゃあ、ほかの事業も含めて市の持ち出しが単費でないかと言われれば、私は補助事業については単費の持ち出しはありませんといつも言っているじゃないですか。まずはそれ1つ。

それから、1月13日の件ですけれども、これは別に私は担当課と私の意思の疎通がないなんていうことは全く言っていない。結局、施設整備ということはずっと私は言ってきてい

るわけですから、その施設整備についての予算計上はありませんと、それを申し上げているだけです。それから、歩む会の皆さんとの勉強会するときも、それは当然そうですよ、施設整備についての平成 28 年度予算はまだ——それこそもう予算がほぼでき上がったぐらいの状況ですから。その中で施設整備なんてまだとてもそこまで手が回りませんから、「施設整備についての」という前段をつけたかつけないかはわかりませんが、私はそういうことで申し上げます。

私の言葉足らずだとすればここでお詫びは申し上げますけれども、前提として議会の皆さんと我々が、議員も職員も含めていろいろ話をするときにはその前提というものがあります。そこをきちんと理解しないと、それをいちいち、いちいち揚げ足をとるみたいにして、あれを嘘を言った、これを嘘を言ったでは、これじゃあなかなか、何といいますか、もとの違うところから、そのもとをお互いが修正しなければなりません。

牧野議員もそうです。もし、そうであれば、私も修正はしますけれども、今度はじゃあ一切そういうことに対して、単費でやる事業ではありませんと言っているのは、常にもうこれは議会の皆さんは全部ご存じだと思いますよ。補助事業と単費の事業というのは、全くことが違いますから。そういう専門用語的過ぎておまえのはわからないということであれば、議会からそういうご指摘をいただいて議会全員がそうだとということになれば、これからの説明はちゃんと変えていきます。

いろいろ申し上げても、言い間違いは聞き手の粗相という話もありますので、お互いいろいろありますが——牧野議員が粗相と言っているのではないですよ。お互いのもとをきちんと確認をし合いながら、これから議論を深めていきたいと思っております。

○副 議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 南魚沼版 C C R C について

単費云々なんていうのは、私は予算の中身を知っていたわけですから、どういうふうな予算かちょっと聞いているので、単費じゃあ——これはいつもの市長だったら、単費では例えば補助がありませんよと、単費での 100%市の持ち出しというのはありませんけれど、ただ、50%の補助でそういう事業はありますよと、普通の市長だったら、普通のときの市長だったら説明していると私は思うのです。ただ、C C R Cになると荒っぽいと思いますよ、市長。

基本的な部分が前提がとかと言いますけれども、私も前提なんていろいろ話の中でですよ、本当に前提がいろいろあった中で、その中で私が勘違いするような——私が勘違いしているだけでほかの議員がどういうふうに思っているのかはわかりませんけれども。でも、議員が勘違いしているのは事実あるわけです。だから、齟齬がないようにと言うわけです。私 1 人が勘違いしているから、私が悪いんだよという。私は C C R C に関しては、本当に市長の説明が、わけわからないところがたまにあります。例えば……。これを言うと広がり過ぎるのでやめよう。

次にいきます、2 番。もっと丁寧に説明をしてください。本当にそう思います。ちょっと反省していただきたい。

2番の1月下旬の商工会のことです。市が事業主体じゃない、私はこれは市は市長の考えだと、市が事業主体にならないというふうな、よくよくわかっていますよ。そこまでの突っ走りはしないよなというふうな思いがありますけれども、でも事業主体が出てくるかどうかというのは、本当にやっぱり興味があるわけです。実際、お金を払うところが出てくるか。そのところを探しているのに、市が事業主体なんていうプランが出てくるのは、根本的におかしくないですかと言っているわけです。

1月27日にありました。10月27日に提案がありました。約3か月あるわけですよ。その間、じゃあ、1月27日に大成建設や日立キャピタルさんに、この会があるからいつ出てくれってお願いしたのかというのがあるわけです。1週間前だったらもう提案なんて全然、移動なんてできないし、例えば10月27日とかに出てきた時点で、市は事業主体になることはないのだがこれはちょっと違うと思いますよ、というのを一言言っておけば、新たなプランが出てきた可能性があるわけです。だから、そういうことを一言言っておけば、もっと密に、もっと時間を大切に使えたと思うのですよね。私はそう思いますけれども、市長は時間なんて全然無駄に使っていないと言っていますけれども、時間を無駄に使っていませんか。私はこの視点をもう1回。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRCについて

前段につきましては、水掛け論的にもなりますので、私も注意しますが、お互い注意をしましょう。基本をお互いしっかりと認識をしながら、議論をしていかなければならないということでもあります。

この提案の件ですけれども、今ほど触れましたように、私のほうから、キャピタルさんは私がお会いしていませんからちょっとわかりませんが、大成さんにはそのことはもうきちんと申し上げた上で、事業主体ということ——これがまたちょっと認識をいただきたいのですが、事業主体というのは、その事業を主になってやることをいいますよ。大成さんも、あれは別に事業主体を市がやれということではなくて、この部分は市がやってくださいよと、こういう提案ですから、事業主体なんていうことは全く考えていない。大成が事業主体になると。しかし、この部分については市からやってもらいたいんだという、やってもらったらどうかという提案ですから。

さっき、触れましたように、我々がまだ大成さんに特別依頼をして、それを出してくださいということを書いていたわけではなくて、大成さんのほうからそういう提案があっているものを、我々がそこは受け付けませんから、だめだよという話は特にしていません。ただ、我々が、市がそこにハード的な部分は、インフラ的なものを除いて市が参画することはありませんということとは伝えてありますよ、よく確認してください。大成さんにもどこにも。そして、終わった後にも大成さんに、こう言っていたのにちょっと違ったねと言ったら、社内の中では、一応はこれでやってみろということですから。それは我々に時間の無駄であったかどうかというのはわかりません。我々がそのことのために、自分たちの時間を無駄にした

ということはありませんから。

いつも言います。先般のその委員会の中でも協議会の中でも、誰一人としてその提案が無駄であったということは言いません。そういう方はいません。CCRCの姿としてこういう部分、これをお示しいただいただけでも協議会の委員の皆さん方は、ああそうか、こういう形が考えられるのかとか、そういうことをやっぱり連想するわけですから。それで私は十分効果はあったと。それが戸建なのか、あるいはマンション風なのかとそういう部分もちゃんと示しているわけですから。そして、こういう施設も設けたいとか、ああいう施設も設けたいとかそういうことをやっているわけですから、何の無駄もない、と私は思っております。考え方が違えば、それはまた溝でありますけれども、多くの皆さんからそういうご指摘をいただければですけれども、このことについていろいろご指摘をいただいているのは、一、二——きのうもありましたので一、二。ほかの皆さんから言いづらくて言わないのかもしれないけれども、私に対しては一切ない。傍聴もあれだけ大勢いたわけですから、傍聴も。議員の皆さんも大分傍聴に行っていっしょにいましたね。ほかの有識者の皆さんも傍聴に行っていっしょにいました。何のご指摘もございません。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 南魚沼版CCRCについて

指摘がないから問題がないという言い方は、乱暴だと思いますよ。例えばCCRCを3人が今回やっているわけです。そのうちの2人が、じゃあ、ちょっとおかしくないですかという質問をしているともとれるわけです。そうすれば66%ですよ、ね。過半数ですよ。市長が言っているのはそういうふうに私の議論に、全然、乱暴なことを言っていますので、そういうところを含めてもうちょっと慎重にいったほうがいいんじゃないですかと、私は言っているのですよ。

CCRCに関して、何で慎重にしてほしいかといえ、事業主体が例えばいたとします。事業主体が出てきました。もし、その方が事業を例えばマンションを分譲したけれども、例えばですよ、悪い話かもしれないけれども、200戸のうち100戸しか売れなかった。そうしたら、会社が倒産する可能性があるわけです。そうしたときに、じゃあ、誰が維持するのだとかだっているわけです。そういうリスクだってもっているわけですよ。そういうこともあるから、市長に私は慎重にやるべき、慎重にやるべきと言っているわけですよ、いろいろな視点を持って。だけれども、市長は、ああって突っ走っているわけですよ。その視点を大切にしてください。そのところについてお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼版CCRCについて

これも、1月29日ですか、その協議会の席上で申し上げました。そういうリスクはありませんと。しかし、そのリスクを極力軽減するためにも、これからいわゆるアンケート調査をやりますと。その結果を受けて、また改めてそういう希望者があるかないか、そこも含めてきちんと数値を出しますから、それに基づいてまたやってくださいということを申し上げてお

ります。ご心配はご心配として、そういう大きなリスクを背負って、そこに事業者として参画しようなんていう人はいません。半分も売れるか売れないかわからないけれどもやってみようなんて、そんなのはいけませんから。いつも申し上げておりますように、まずできれば平成 29 年度にも 50 戸、それから徐々に増やしていこうということですね。一気に 200 戸ぼんと建てて、さあ買ってください、入ってください、そういうことはやりません。それは我々がやらなくても、言わなくても事業者がちゃんとそうしますから。

リスクは 100%ないとは言いません。しかし、少しばかりのリスクを恐れてそこに参画できない、市がまたそこで手を引くということになれば、これはもろもろの事業が全てなかなかできていけない。そこは私が責任を負うわけですから、やれということですね。

行政、いわゆる政治というのはそういうものです。そして、最善策しかないということではないのです。この策がある、この策がある、次善がある、3 番目の策もある。ここまで考えながら、やっていかなければならないということです。もうオンリーワンでこれしかないからあとはだめだよということは、政治の中には普通、存在しません。これができなかつたらじゃあ、次善の策としてここまでやろうとか、そういうことがきちんと出てくるわけですし、それを想定しながらやっていくということが、私は政治の王道だと思っております。

そこで、今ここで議員の考え方と私の考え方が違っているわけですから、それを押し問答でいろいろ議論しても始まりません。私もいつまでたっても折れませんから。議員もそうでしょう。ですので、そういう議論については一般質問という立場ではないでしょうと、私は申し上げておきます。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 南魚沼版 C C R C について

リスクについてとかの話もしているの、押し問答では私はないと思いますよ。またちょっと聞きますけれども、やっぱり市民の中でもそうですし私も心配しているのは、介護保険とかそういう影響ですよ。市長は介護保険は居住地特例で大丈夫とかと言いますが、私は例えば今ただ南魚沼市は介護職員がいないというふうに言われているわけですよ、手が足りない。求人にあるのは介護職員が非常に多いわけです。そういうところに対して、私は聞いてみたいのです。

例えば市長はいつもこういうふうに言うんですよ。介護とかは大丈夫なんですか。萌気会とかが今、話に乗ってきてくれてますよ。萌気会の諸君が手当をできても、でもじゃあ例えばですよ、市全体の介護職員不足に対して問題解決になっていないじゃないですかと、私は思うのです。そういうことも含めて、慎重にやってほしいなという思いがあるわけです。私はそう思いますよ。

政治の手法は 1 つじゃない、2 つある。第 3、第 4 の。それだって私は思いますよ。私は常にこれがだめだったらと、だから市長と意見交換しているのです。この一般質問の場でもそうですし、ほかの場でも情報交換をしていますし、担当課にも話をします。担当課だって、私は私の感じたことを誠実に言っているし、私の受け取った情報を誠実に私は言っています。



その中で問題点を洗い出していこうという。進めるのだったら進めるで、ですけども、私は慎重にやるところは慎重にする、市民の疑問に思っているところは疑問に思っていること、ちゃんと齟齬がないようにとか、問題がないように進めてくれないかと言っているのを、意見の聞き違いだからと言われれば、市長は話を聞かなくなったなというふうにならなかつた感じちゃったなと思いますが、言いつばなしで1問目を終わりたいと思います。

## 2 原発対応について

2番目の原発についてにいきますが、私は柏崎刈羽原発再稼働に反対です。しかし、国が再稼働を進めているので、動いたときのことも考えなくてははいけない。南魚沼市の対応について3年前の一般質問と重複している点がありますが問います。原発事故が起きたときの市の対策は進んでいますか。市役所の必要物資の備蓄や体制は大丈夫ですか。3年前にも聞きましたが、市民の車のガソリン等の確保はできますか。市民に暖房用等灯油等は手に入りますか。住宅の屋根融雪などで灯油等の確保はできますか。道路除雪のための燃料の確保や除雪体制はとれますか。

何でこういうことを聞くかと、今回は冬のほうがメインですけども、やっぱりほかの福島のはときは、あそこも雪が降るといえば降りますけれども、こっちほどではないわけです。そういう点を踏まえて、もし、冬の原発事故が起きたとき、ちゃんと考えているのかで、こういうふうな質問をさせていただきます。

○副 議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

## ○市 長 2 原発対応について

牧野議員にお答え申し上げます。原発対応であります、これはご承知でしょうけれども、齟齬がないようによく申し上げておきますが、南魚沼市は柏崎刈羽原子力発電所から30キロ以上離れておりますUPZ以遠ですね、この圏内にはないということです。このUPZは、緊急防護装置を準備する区域です。これより遠い位置にあります。原子力発電所で事故が発生した場合の対策につきましては、UPZ以遠、いわゆるそれより遠い地域では、原子力災害が発生し、全面緊急事態——これはEAL3この状況になり、放射性物質——これはプルームといいます。プルームが原子力発電所施設外に放出された場合、モニタリング等の結果によっては、放射性物質による内部被ばくの健康被害リスクを軽減するために、屋内退避や場合によっては安定ヨウ素剤の服用という防護対策をとるということになっております。

そこで、この対策は、国の原子力防災指針、県地域防災計画に基づくものでありまして、国や関係機関の動向を踏まえ、住民の避難についても今後、検討する必要がありますと。ただ、放射性物質の拡散の影響を受けない場合は、UPZ圏自治体の広域避難を受け入れる立場であります、今は。ですので、十日町市さんと小千谷市さんですかね、も南魚沼のほうにお話をいただきました。

市の備蓄体制につきましては、食料品を中心に現物の備蓄と災害協定によります流通備蓄この体制を構築しております。現在、備蓄食料品は9,400食のほか、避難所で使用する毛布

等も備蓄しているところでもあります。備蓄食料品につきましては、毎年計画的に更新を行っております。生活必需品関連の協定先は8団体、こういう皆さんとも協定を結んでおります。

燃料供給につきましては、南魚沼市と市の石油商業組合、県と県の石油商業組合がそれぞれ災害時の燃料提供に関する協定を締結し、病院、避難所などの拠点施設、あるいは緊急車両等の燃料について、優先提供を受けることとしているところでもあります。

しかし、一般家庭の車両、それから暖房、屋根融雪これらの燃料を協定や備蓄により市単独で確保することは難しいわけでありまして、各家庭での備蓄をお願いするほか、石油業者の供給能力に頼る。これはもうこういうことでもあります。

現在、国が法整備を進め、石油会社との連携、太平洋側に集中している備蓄基地の日本海側への移設、地域における備蓄拠点の位置、これら災害発生時の燃料供給について検討を行っておりますけれども、すぐに解決するという問題ではないわけでもあります。

なお、燃料供給の問題につきましては、市町村によります原子力安全対策に関する研究会、あるいは県主催の会議で問題提起し、他の市町村や県の意向を聞いておりますけれども、現段階では有効な手段はないという意見にとどまっているところでもあります。

道路除雪機械の燃料確保につきましては、災害協定による供給の対象となります。ただし、緊急輸送道路等の優先的な通行確保を行うためのものでありまして、これに伴う体制はきちんととっていかねばならないということではありますが、全ての路線に対して体制をとれるかという、これはちょっと難しい状況だと思っております。

原子力災害発生時の対策につきましては、市の対策はもちろんですけれども、広域的な災害になることは、福島第一原発のことで明らかでありますので、今後も国、県、県内自治体で連携して、課題あるいは対策を検討していかねばならないと思っております。

なお、安定ヨウ素剤の備蓄につきましては、保管場所がこれは県の部分で南魚沼市の保健所、数量が8万7,000錠、これは平成27年の3月に配備をされたものであります。以上であります。

○副 議 長     22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君     2 原発対応について

3年前と違ってというのは、国、県にもちょっと話をし始めているよという点は、私はそれは評価します。ただ、やっぱり多数のところはやっぱり雪が降らないところが多いわけです。本当にこの雪が降って交通要所になるというのは、南魚沼とか魚沼とか、全国的に言うところの一部の地域なわけです。こういうときにちゃんとしっかりと声を上げていくのが、私は大事だと思うんです。国や県はまだ全然対応ができていないというふうにもちょっと聞こえたのですが、その反応は、例えば市長の中では原発再稼働に対して、私はこういうふうな思いがあるんです。柏崎とか刈羽の人たちは、原発に対して地域の雇用とかもあるから、安全面とかいろいろしたら進めてくれよと。やっぱり自分たちの自治体の理由で言っているわけです。南魚沼市としてもやっぱり自分たちはこここのところが不安だから、こここのところを解決するようにしてくれないかというので、私はやっぱり雪のときに命と財産を守れない可能

性があるだけけれどい、もっと強く打ち出してほしいという思いがあるんですが、そのところを市長はさらにちょっと冬について、もっと詳しく言っていただきたいんですが、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 原発対応について

国や県が対策をしていないということではなくて、いろいろ考えていろいろやっていますが、例えばその燃料の関係について、これは国や県や市、自治体が全ての皆さんの燃料確保までそこで備蓄とかそういうことはでき得ませんと。ですので、個々人で備蓄体制も整えてくださいということを今、言ったわけです。これは災害も全部同じです。ほかの災害も、自助、共助そして公助ということでもあります。この自助という部分も、やはり住民の皆さん方から強く意識していただかないと、全てもう行政のほうで全部用意してあります。さあ、どうぞということとはなかなかでき得ないということをお願いしているところでもあります。

私たちのところは、今、議員がおっしゃったように、雪という問題がありまして、雪の降らないところとは相当条件的にも違うわけでありまして、当然ですけれどもそれぞれの自治体が自分たちの地域の特性をきちんと把握しながら、この場合はどうだ、この場合はこうだということの議論を、県のこの会議の中では申し上げているところでもあります。これらについてどういう連携ができて、どういう体制がとれるかというのは、今、全くわかっていませんけれども、市民の皆さんに大きな不安を与えることのないように、そして問題が起きたときに実際そういう被害が出ないような体制をきちんと整えていくということだと思いますが、なかなかそう簡単にすぐには整えられるものでもないということもご理解いただきたいと思っております。当然、私たちは市の特性、置かれている立場、それらをきちんと理解をしながら、担当者会議の中でも意見は申し上げているということでもあります。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 原発対応について

私はこういうふうに思うんです。自助努力というのは当然大事だと思いますけれども、例えばこっちは観光客だっているわけですよ。福島から逃げるときに、道路に車を置いていった人たちとかがすごくいるわけですよ。そういうのがあると、要は除雪だつて車があったらできないわけですよ。道路の、例えば 17 号に車を置いていかたら。そういうことも含めて、そういう想定をしていることをちゃんと国に言ってほしいわけですよ、こういう問題がありますよと。そうですね、私が言っている意味はわかりますか。そういうことをして、自助だけじゃ解決できないのがあるわけです。そういうことをしていますか、じゃあ、聞いてみたいです。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 原発対応について

経験をしたことがありませんけれども、福島第一原発の事故のときに起きた状況というのは、我々より国のほうがきちんと把握していますから、まあまあ当然、我々もそういう状況

のときはどうだこうだという話はしているわけですが、ちゃんと書いていますよ。しかし、いいですか、何か災害が起きたときに、原子力災害ばかりではなくて、そのとおりにきちんと人が動いてくれるなんていう保証は全くないわけですから。ですから、まず自分で自分の命を守る行動をしてくださいということを私は申し上げているところです。

車を放置して逃げた。それが自分の命を守る最善の道だったとすれば、そのためにそこに除雪ができないといったって、それは仕方がないじゃないですか、一時的には。そういうふうに考えなければ、全て 100%もうきれいになっています、さあどうぞなんてことは、災害はでき得ない。これはやっぱり災害というものの本質をよく議員はご理解いただいていると思いますけれども、これは原発事故ばかりではありません。災害は全てそうです。ですので、そこまで国や県や市が 100%も整えているということにはなり得ないということは、ご理解いただかなければならないと思っております。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 原発対応について

私も 100%なんて言っていませんよ。100%なんて言ってないけれど、市として国に言っているんですかと聞いているのに、それを 100%どうのこうのと言われても困るなと私は思います……（「言いがかりだよ、そんなのは」と叫ぶ者あり）言いがかりじゃないですよ。

3 市長の政治姿勢について

市長の政治姿勢について。本当に今回この質問をしてよかったなと思います。私はすごいなと思いましたよ。議会の意思をどう考えるかについて。ふるさと納税返礼品を贈るべきという要旨の請願を議会の賛成多数で可決しました。しかし、市長はやらないという回答を議会に返事をしました。過去の議会で、これはこの間もちょっとやりとりをしたのですが、やってほしいことがあるなら議会でも議決でも何でもすればいい。そして議会の意思を表してほしいという発言をしましたが、実際、議会の意思を請願採択で表すと理由をつけてしないという。決議でなく議決をしろ、議決であれば逆らえないという、私は市長は乱暴だと思います。

二元代表制で例えば何人もの人が、ふるさと納税をしてくれ、してくれと言ったわけです。それでもしなくて、また今度はじゃあ、議会で意志を出そうよと出したわけですね。請願採択したわけです。それだけけれども市長はしない。先ほど言ったとおり、市長の答弁の中でさっき政治というのは第 1、第 2、第 3 いろいろな方法を考えてやるというのは言っているけれども、市長は例えば二元代表制このところについて、私はお聞きをしようと思ったけれども、その前に前段があります。決議でなく議決をしろというのは、本心で言っているのかどうなのか教えてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市長の政治姿勢について

ちょっとまた齟齬のないように登壇してやります。前段に、我々は議会がここに出された議案として議決したということになれば、これはそれに逆らうことはできないということは、

いつも申し上げております。先般、名古屋で市会議員の給与を1人六百何十万円も上げた、議員提案の議案だと思ふのですけれども、それは可決されたそうであります。これは市長がいくらそれはやらない、やらないと言ったって、そういうわけにはいかない。議案として可決されれば、市長はそれに従う。それは当然です。それを言っているわけです。

ですから、議案として皆さん方が提出されて、そしてそれを議会として議決するという事になれば、議決されれば、それは別に私がそれにまたそこまで逆らって、それは嫌だなんという事は言いませんから、そういうことをいつも申し上げているところであります。

さて、その議会の意思をどう考えるかということ。これも、いいですか、よくお聞きください。まず、最初にご理解いただかなければならないこととして、議会と市長は、今、議員がおっしゃったように、二元代表制の中でおのずと役割が違っております。意見に食い違いがあるのは当たり前のことです。この点をまず冒頭、ご理解いただきたいと思っております。

その上で、市長には執行権、議会には議決権をはじめとしますさまざまな権限が与えられているという、これはご承知のとおりであります。議決権、行政監視権、自律権、選挙権、同意権、承認権、請願受理権、請願処理権、意見表明権、報告及び資料要求権、これだけ議会の中には与えられているわけです。ここの中で、意見表明権も議会に付された大切な権限でありまして、執行機関あるいは中央政府、他の自治体などに意見を提示することができるということでもあります。ですので、いつも政府等に意見書を提出しております。これは皆さん、この権限に基づいてやっているわけです。しかし、これは議会の議決権、監視権に対する補完的あるいは付加的な権限であるということでもあります。

議会は住民の代表機関として民意を幅広く行政に反映にするため、単純に議会本来の議決権事項のみを処理するのではなくて、地方自治体事務全般に対します請願を受け付け、それらを処理する権限これが処理権ですね。

採択された請願は、市長その他の執行機関に送付するに当たりまして、議会からの処理の経過及び結果の報告を請求する、これは今回、このことを求められました。議会、執行機関双方に実現への努力が要請をされるということでもあります。ここで1回切っておきますが、今回については私はやらないと言ったということで、ですからその言葉をよく気をつけていただきたい。

今現在、このことについてなかなかやれる状況ではありませんから、今回はやりませんと。しかし、これは100%そうだとということではなくて、またきちんと考えなければならない問題ですということきちんと明記をして、議長、副議長に提出をして、それを受理いただいているわけです。それがご不満ということは、それはそれで結構ですが、やらないと言っていてそのまま一点張りだということではないということはず、それこそ齟齬ですから。

これは今触れましたとおり、あくまでもお互い努力義務で、これを必ず採用しなければならないというふうには指定されていることではありません。議会の意見、議会の皆さん方の意見も十分尊重しますし、実現の努力はいたしますが、市長としてやっぱりそれはなかなか

でき得ないということは、やはりそういうふうに申し上げなければならないと思っております。

意見に食い違いがあるのが当たり前。ですから、真剣に議論を交わし、少しでも意見の隔たりを埋めるように努力するということであります。その上で、どうしても意見の一致をみない、こういう案件につきましては、執行者は執行権を行使させていただきますし、もし、またそれにご不満があつて議会の皆さん方が、議会の与えられた範囲の中で、執行部に対してどういう権限を行使するか、これは皆さん方がお考えいただくことであります。

市長不信任案というのもありますよ。私はそういうことが出れば、理由がきちんとあれば別ですけれども、なければ議会の解散権も私には与えられております。そこまでの権限はお互いあるということです。以上です。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 市長の政治姿勢について

いろいろなことで齟齬がないようにとか言っていますけれども、齟齬がないように頑張つて質問したいと思つています。それこそ、決議で名古屋の事例を出して条例でも議決でもそういうのをしていけばいいとか。ただ、私が市長は乱暴だと思つたのは、やっぱり議決でも決議でも何でもすればいいじゃないかというふうに言っていたわけですよ。地方自治法第 222 条というのものもあるわけです。

普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

要は条例をいくらつくつても予算がしっかりなければだめ、裏づけがなければだめよというのが、まず 1 項。

2 項で、普通地方公共団体の長、委員会もしくは委員またはこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規定の制定または改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、または改正してはならない。

議会の議員が予算を伴う条例案、その他の案件を提出する場合は、本条の趣旨をよく尊重して運営されるべきというものであつて、あらかじめ執行機関と連絡の上、財源の見通しを図る必要がある。

こういうふうな条文もあるわけです。こういう条文がある中で、条例でも何でもつくればいいじゃないかというのは、私は乱暴だと思つますよ、私はね。要はだから、議会としてはよく提案するのに当たっては、例えばコシヒカリ条例とか、どっちかという予算の伴わない条例とかをやっているのに、市長はね、私はこういうのはわかつていてちょっと首をかしげたりもしているので、また私が市長の趣旨を違ふふうにとっているのかどうなのかわかりませんけれど、私はちょっと言葉が乱暴じゃないのかなというふうな思ひがありますので、市長の姿勢としてここをちょっと聞いてみたいんです。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 市長の政治姿勢について

私はその条例でも何でもつくってやればいいじゃないかという話は、確か昨年の議員歳費の削減のときのことであったと思います。そのときに例えば議会の皆さん方が、それが不服でどうしてもこれは承服できないということであれば、議決できないとあれば、まずは否決するか、そしてそうでなければ対案として議会の議員の皆さん方の意志を、議員歳費はこうあるべきだこうだという、その条例を出していただくしかないではありませんかということをお願いしたところでもあります。

ほかにもいろいろの問題の中で、議会の皆さんに対しては条例の提案権はありますと。それはいつも言っています。田中角栄先生が国会議員で、40 数本ですか、いわゆる議員提案で法律を成立させる。同じことです。この条例については、市の法律ですから。ですので、そういうことも駆使されるときもあるでしょうと。ですから、その権限を我々がそうしてくれるなど、それはだめだということについては言えるところではありませんということをお願いしているところでもあります。ですので、何の齟齬もありません。

○副 議 長 22 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 3 市長の政治姿勢について

市長に姿勢として私はちょっと感じていることを正直にお話しします。市長はもう市長が自分でだめだと思ったら、なかなか折れないんですよ。それはぶれないということでもいい点もあるかもしれないですけども、でも、ちゃんと人の意見を——人の意見を聞いてと言うとちょっとまた齟齬がある言い方かもしれないですけども、だめだと言ったら、本当にだめだ、だめだで突っ走るのですよね。もうあとの言葉は耳に入っていない、頭に入らないんじゃないかというぐらい入っていないと私は思うのです。私は最近、そういうふうには市長が見えるようになってきました、私はね。ほかにもいるかもしれませんが、私はそう感じていますので、私がずれているのか。私の感覚がずれている可能性もあるかもしれませんが、いろいろな意味でこういろいろな視点を持っていただけるように、私は市長に思いがあります。

例えばでちょっと言わせていただきますが、これもふるさと納税がまたもとで言っているわけですけども、今はするつもりがないと言っています。じゃあ、今はするつもりがないと言っていますけれども、でも節々にはやる気がないというのが感じられるわけです。そこはちょっと置いておいてですけども、今、9のメニューがあるわけです。ふるさと納税の例えば「安心して暮らせる福祉のまちづくりコース」だとか、スペシャルオリンピックはちょっと終わったという点がありますけれど、「国際大学応援と交流の推進コース」とかいろいろあるわけですけども、その中で市長は再三、国際大学応援に国際大学の方たちが、関係者の皆様が寄附を返礼品なしでいただいているというふうな話があります。例えばじゃあ市長のお任せコースに関しては、返礼品をやりますよとか、ここだけはやりますよというふうな、そういうのだったいろいろな視点で考えてもいいと思うんですよ。

でも、市長のほうからはなかなかこういう声が聞こえてこない。そういう発想がちょっとなかったのかもしれないですけど、やっぱり人の意見を、話し合いをしていくと、こういうふうな話だって出てくる可能性だってあるわけですよ。いろいろな第2、第3の矢だって出てくる可能性があるわけです。私は市長に対してはいつでも、ちゃんと人のものに、人のことに耳を傾けて、だめと言ってもときには折れるような——折れるようなというとなまた怒られるかもしれないですけど、いろいろな姿勢をもってほしいと思うんですが、ちょっとふるさと納税のことも踏まえてひとつ答弁いただきたい。

○副 議 長 市長。

### ○市 長 3 市長の政治姿勢について

ご指摘をいただいて大変恐縮をしておりますが、就任当初より相当自分では柔らかくなつたつもりですけども、そうと映ればまたそれは十分気をつけていかなければなりませんし。私も自分の考え方で市政を運営していこうということは全く思っておりません。それぞれご意見を伺いながら。しかし、これをやることによって市がとにかく前進する、そしていい方向に向かうという思いがあれば、これは簡単に折れるわけにはいかないという部分は持っています。自分のそういう考え方で生きてきましたから、今さらこれはちょっと簡単には変えられないということですが、極力、柔軟に対応しているつもりですけども、ご指摘がありましたので、またそういうことも含めてやっていかなければならないと思っております。

ふるさと納税については、再三もう文書で申し上げておりますとおり、当面こうしますけれども、何といたしますかそれをずっと継続していくことでもないと。また、改めて考えなければならなりませんねということをお願いしているところであります。議会の皆さん方が請願を採択されて、それにすぐに従わない市長については、非常にご不満があらうかと思っておりますけれども、やはり1人の政治家として信念というものもあります。そういう部分もご理解をいただきながら、今これをすぐ導入しなければ、市が大変な状況に陥るとかそういうことになればそれはまた別ですけども、今のところそういうことでもない。しかも、スペシャルオリンピックはことしこれで終わりましたが、国際大学の皆さん方とそういうことで合意をしながら今日までしましたので、それらもう少し考慮させてくださいということをお願いしているところであります。

○副 議 長 22番・牧野 晶君。

### ○牧野晶君 3 市長の政治姿勢について

これで最後にしますが、私が市長に対してすごく思うのは、頑固じじい。「頑固じじい」という言葉がいいかわるいか別ですよ。いいか悪いかは別ですけども、いろいろな意味でいい頑固じじいもいれば、悪い頑固じじいもいるわけですよ。頑固じじいの中にも本当にいい頑固じじいもいれば悪い頑固じじいもいるし、人の意見を聞く頑固じじい。頑固じじいにもいろいろなじじいがいると思いますので、ぜひ、人の意見をさらに聞く、いい頑固じじいになっていただければなというふうに思います。以上で終わります。

〔「言いつばなしにしないでもらいたい」と叫ぶ者あり〕



○副 議 長 質問順位 16 番、議席番号 19 番・今井久美君。

○今井久美君 激しいやりとりの後の質問で、少しやりにくいのですが、きょう出かけてくる途中で魚野川沿いを見ましたら、うっすらと柳の緑が出たかなというふうに見てきました。ちょっとうれしくなりましたので、皆さんも激しい議論の後ですが、ちょっと心を広く持って、私の話を聞いてもらいたいと思っています。今回は3項目、通告してあります。

#### 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

まず、1項目は、なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）ということで通告をしてありました。第2次総合計画が策定されたこの大事なときに、これからの10年の市の財政はどのように変化していくのか。予算審議をしていく中で、判断資料とするために財政計画、財政シミュレーションを示すよう、再三、要望してまいりました。施政方針で新年度前半の公表を予定しているとのコメントであります。実質公債費比率、将来負担比率は全国的にみても極めて高水準との認識も示しております。

第2次総合計画でも起債償還額の増加が財政を圧迫し、財政運営を硬直化させることを危惧しております。議会初日の質疑、答弁で何となく雰囲気はわかりましたが、議決する議会にも現状をわかるように示すべきではないかと思っております。見解を伺うところであります。以上、壇上からの質問です。

○副 議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 心を和ましていただいてありがとうございました。今井議員に答弁申し上げます。

#### 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

この財政計画、シミュレーションであります。現在この南魚沼市財政計画は、平成24年6月に策定しているところであります。この時点では平成27年度で合併特例債が発行終了になること、あるいは普通交付税の合併優遇措置の段階的引き下げが始まるということで、平成27年度を計画変更の時期と計画をしていたところであります。

ご承知のように、この計画策定時と状況が変わったところが、新市まちづくり計画が5年延長、特例債の使用期間が5年延長されたこと。それから当然ですけれども、合併特例債の終了もそれに合わせて延長であります。それにあわせて、新市建設計画の中の財政計画も当然変更しております。財政計画とのつくり方に若干の違いがありまして、市民の皆様にとってちょっとわかりにくい。その上に、データの整理と検証、変更の作業にちょっと多大な時間を要する状況があったということでありまして、これはお詫びを申し上げるところであります。

また、財政運営上の重大な環境変化であります。この平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されまして、国が示します地方創生の施策に応じた人口減少・雇用問題への取り組みが最重要課題として位置づけられたということもございまして。

この第2次総合計画と総合戦略のスタートにあわせて、平成28年度当初から新財政計画を

示すというところでありましたけれども、今、申しあげましたように策定方針の再検討それから環境変化、この対応のために作業がなかなか進化しなかったということでありました。

総合計画と総合戦略が財政運営に及ぼす影響、あるいは病院事業をはじめとした企業会計への負担を十分に精査して、それらを反映させた新財政計画を、平成 29 年度予算編成方針にとにかく生かせるようにきちんと策定したいと考えております。

計画の目標値、実施状況これを検証して、毎年の進行管理を行った上で財政運営を行っていくということが大切だと思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

私は今回この議案を含めて資料をもらったときに、ちょっと愕然としたのですね。去年 9 月ですか、私その財政計画のお願いをしました。そして、11 月の臨時会に出てくるのかなと思っていましたら。それで、12 月の議会運営委員会でもそういうことで我々にも示してくださいと。それは早くに 9 月ごろの時点だったと思いますが、総合計画の案というものが私たちにも示されておりました。その中に、実質公債費比率が平成 31 年、平成 36 年の目標は 18%以内というふうに書いてありましたので、こんなに上がってくるのかというふうに思っていて、そういうことを私たちにも示してくださいよ、というふうにお願いしたわけです。

3 月議会でも出てこないということは、よっぽど何かがあるんだろうなというふうに不安になってきたわけです。その辺のところを、私の書いてあるのは、財政計画ということじゃなくても財政シミュレーション、そういうふうな感じでもいいのです。私が議員にさせてもらった平成 17 年でしょうか、三位一体改革があって税収が落ち込むということで、この財政計画が何度か私たちにも示されました。それで、大体の状況をつかんでいったのではないかなというふうに思いますが、そういう重要な総合計画のこれからの 10 年という節目を迎えるときですから、ぜひ、今現在はこんな状況なのだということを教えてもらいたいということです。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

総合計画の中でお示しした 18%以内、これにつきましては結局今、新病院の建設、そのときには途中でありましたけれども、ここで一番危惧されていたのは、医療機器が十数億円かかっておりますけれども、その償却が 5 年ということなのですね。そうしますと、年間 2 億円から 3 億円このことにつき込まなければならない。それはとてもというか、それを一般会計のほうで補填をしてやらなければならないわけですが、それを一気にやりますと、大体これから若干変わるかもわかりませんが、償還額に対する手当が 1 億円増えると、実質公債費比率が今まで大体 1%上がっていたのです。1 億円下がればいいですけども、大体 1 億円なのですね、その増減。そうしますと、この 5 年間の中の部分がちょっと高くなるぞということで、それで一応 18%以内としておきました。新年度予算の作成に当たっ

て、この問題を財政ともきちんと協議をした中で、6月あるいは9月になると思うのですが、この影響をどうして避けるか。このことだけで上がったか下がったかということになるわけですので、どう避けるか。それをやるには、病院事業会計のほうに、相当額の資金を投入しなければならないということでもあります。

財政調整基金か、あるいは合併振興基金か、あるいは一般会計の中でそれをそっくり捻出するか、この方法があるわけです。けれども、私の考え方とすれば、これは今、財政と協議中ではありますが、振興基金。これは病院のことに對しても相当理由的にも成り立ちますので、振興基金を一定額、一気に病院事業のほうにつき込んで、そして病院の経営を安定させる。あわせて実質公債費比率の上昇もそれで防げるのではないかということで、今、財政のほうでそれこそ、その部分についてのシミュレーションをしております。

本来ですとこれを新年度予算に上げてやればよかったのですがけれども、やはりその部分がかもう少し検証がかかりますので、6月かあるいは9月にそのことをやっていく。当初、総合計画をつくっていたときは、そのことまでとにかく病院の部分について必ず上がりますということを知っていたものから、18%以内という曖昧な書き方になっていましたがそれは本当に申しわけないのですけれども、そういう事情がありまして今それをじゃあどうすればきちんとやっつけていけるか。病院事業、病院の運営に支障のないように、そして一般会計のほうもその諸表率が大幅に上がった——0.1 がどうこうなんてことを言っているのではないのですけれども、2%も3%も上がったとかそういうことにならないように、今、対応を考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 そうすると、何とか将来において18%以内に抑えようということで努力をしているということですね。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

もう18%は当然であります。何とかそこまで上がらないようなことを今、考えながら、先ほど申しあげました病院事業のほうへの繰出金といいますか、出資金といいますか、どうなるかわかりませんが、そこの辺を調整しているというところでもあります。でき得れば18%までは上げたくないという思いではあります。今ようやく16.3%ですかにきていますので、本来これはどんどん、どんどん下げていけるようにならないわけではなりません。病院関係はそういうことですからそんな思いでやっていますので、極力18%には近づけない、できれば下げていきたいという思いで、今、財政もまたこれからシミュレーションもやっつけていかなければならないと思っております。よろしく願いいたします。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

もう1点お伺いしますが、施政方針の中で徹底した経費削減、財源の確保により、財政の健全化に向かっていきたいというふうに書いてあります。経費削減については、職員やみんな

なが努力して目標を立てれば、目標の数値いかによれば達成ができないわけではないと、過去のやり方でもそういう数字が出ていますので。ただ、財源の確保はそう簡単にはいかないだろうというふうに思っています。市税であろうが、交付税であろうが私たちは予算というのは予定ですから、見越した予定ですので、そう簡単に思惑どおり収収が上がるというようなことにはならないので、この財源の確保というものはどういうことを指して言うておられるのかお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

この財源につきましては、今、議員がおっしゃったように、交付税だとか補助金だとかというこれはもうその時々の中での情勢の中で簡単に上下もしますし、補助金が見つからない事業をしないと行っていけば、それでまあまあその財源もなくなるわけです。結局、恒久的なそして自分でやっていく財源というのはやはり税です。市民税の中で、法人と個人がありますけれども、個人の税については、これはもうその時々での給与額です。所得額によって相当変化がありますから、これに目をつけてその部分をどんどん、どんどん上げていこうなんていったって、そう簡単にはできるものではないということもわかっておりますので、いわゆる法人市民税の中という部分、それから固定資産税ですね。

今、ご承知のように新堀新田のあそこで、コマツ建機さんが約1ヘクタールの造成に入っております、平成28年から事業が展開になるわけですし、そのほかにも一、二こちらで起業というかこちらに会社をもってきてやりたいというお話も来ております。それから、CCRCも同じです。これはそこへ入ってきていただく皆さん方の税と、それから、資産ですね、そこにつくられた土地も含めて、その税。きのうどなたか言いましたように、稲毛では何か1億何千万円もその税が入っているとかという話ですが、そこまで一気に行くかどうかは別にしてそういう部分。そしてITパーク、これで今のところはあそこを貸して、もう簡単にいえばシェアオフィスですけれども、それが企業としてこちらに立地をするという形をとにかく呼び込んでいきたいと思っております。当然、日本企業もそういうことであります。

結局、その部分を一生懸命に誘致、それから市民の皆さん方の起業、こういうことに力を注いでいかなければならないものだというふうに思っております、税の財源の確保というのは、大きくはやはり税に依存するところが、大きくたつてほとんどそうなるわけですね。ですので、そこを目指しながら財源確保に取り組もうということでもあります。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 1 なぜ示せぬ、財政計画（財政シミュレーション）

私は再三、臨時財政対策債の発行抑制をして、財源を確保しろというようなことを提案しました。そういうものも、ぜひ検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。県の予算が公表されていますが、その中で県の地方債の残高の予測が、1兆7,900億円、約8,000億円と、そういう数字が出ています。これは臨時財政対策債を除く数字です。えらい数字ですね。

きのう、誰かから示してもらいました資料として、魚沼市の資料でしょうか。市債の総額と、市が責任を持たなければならない部分と、そういうのと分かれています。非常にわかりやすいと思います。私も市民の皆さんに話をするときには、800億円あると。こういうことでもう合併特例債の7割分、臨時財政対策債の後ほど国が全部責任をもつこの金は引いて計算するのだと、そういうことを話しています。だから、ここから引いてもらえれば、魚沼市さんみたいなああいうものがあれば、非常に市民の方はわかりやすいと思います。県のほうなんか初めから除いているわけですからね。新聞でもそういう報道をしているわけです。そういうふうにやり方を努力してもらいたいなというふうに思います。

今までも、市長のやってきた財政運営の中で、私は土地開発公社の金利を上昇するそういうものについて、全く心配のいらないようにしてもらいました。それは本当に高く評価します。今までの首長がなかなかできなかったことですので、こういうことで後世にもう問題のない土地開発公社にしてください。そのことは本当に高く評価するものですから、今後も早めに私たちにも財政の判断ができるように、財政計画を示してもらおうよう、お願いをして、次の質問にいきたいと思います。

## 2 環境政策について

次に環境政策について伺います。初めに地盤沈下であります。幸いことは今のところ近年にない少雪でありますので、地下水に頼ることもそうなく終わりそうです。昨年は最大沈下量が2.2センチということで、目標としていました2センチを若干上回っているようがあります。平成26年度の決算審議の中で、市長が6大施策の中で地盤沈下対策について有効な手立てを見いだせていないということで、残念だが力不足だということを認めてコメントをしておられます。先の12月議会で、地盤沈下対策について副市長トップとして検討をしていくというようなことをおっしゃっていますが、今現在どんな状況なのかお知らせください。

○副 議 長 市長。

### ○市 長 2 環境政策について

これもちょっと登壇します。地下水の関係でありまして、副市長トップのこの検討であります。職員によります検討会を発足させまして、以下5点の事項をまず共通認識として持ったところでもあります。1つ目が地盤沈下量の抑制はできているものの、確実に毎年沈下が進んでいると、このことをまず皆さんで共有いたしました。

この地に暮らして雪処理は避けることができない。このまま消雪に地下水利用ができないで、既存井戸も使えなくなった場合、中心市街地の空洞化は一気に進行する恐れがある。そのような事態は避けなければならない。

そして、地盤沈下が始まってから約40年が経過いたしました。この間、基礎くいを設置した大型建物や工作物には、抜け上がり等の被害が見えております。

しかし、一般住宅では倒壊や住むことができないほどの傾斜これらの報告は全く上がっておりませんし、確認をされておられません。

そして、条例制定時に最も危惧しておりました、公共の地下埋設物、上下水道管です。こ

れの断裂、破損、勾配の変化これらについては、昨年末の下水道課調査により、そういう事実はなかったということでもあります。こういうことをまず共通認識として持ちまして、そういうことから次のような仮説を立てて研究をした上で、次の展開を図ろうということをやっているようであります。

この地は、粘土層が厚く比較的地下水は豊富な地域であり、その反面、粘土層圧縮による地盤沈下は起こりやすい地域である。しかし、この地域の地層、地質では不動沈下ですね、こういう沈下はまず起こらないだろうと、起こりにくいと。したがって、地盤沈下が市民生活に及ぼす影響は極めて限定的。一般住宅への影響はほとんどない。

このことについて、まず地域住民へのアンケート調査、そして被害住宅がある場合は現地調査、これらをまずは実施していこうではないかというところまでの共通認識を持って今、進めているところであります。その後のことはまたご質問の中で。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 2 環境政策について

関連しますので、2 番の融雪協会、克雪用水対策協議会から、そういう民間の団体から地盤沈下対策について提言があったように私は聞いていますが、これをどのように検討されたのか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 環境政策について

これにつきましては、融雪協会からは、「地盤沈下区域内の深度規制を廃止すべき」という提言がございました。この提言につきましては、前段の研究会でも協議を行っておりまして、提言も理解できる部分が相当ありますので、不同沈下の観点から今、研究を進めているところです。

それからもう1つ、克雪用水対策協議会というところからの提言では、西部幹線水路の利用、推進工法によります新しい幹線水路を設置して、沢水や雪解け水を利用した貯水池等を設置して、流雪溝の水源とする。そして、魚野川から深度 50 メートルの深さのトンネルを掘って、魚野川の伏流水を地盤沈下区域の滞水層まで推進工法を使った暗渠管で引いて、帯水層の水を涵養するという、相当大胆で思い切った提言であります。それぞれ水利権あるいは水量不足いろいろございまして、しかも、やるとすれば膨大な工事費がかかりますので、これはなかなかすぐには採用はできないだろうと。しかし、さらなる研究を進めていこうということで、今、2 案を、特に融雪協会からのほうの提言を軸に、研究を進めているところであります。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 2 環境政策について

今、聞かせてもらいまして、私はやっぱり慎重にやっていく必要があるなというふうに思います。実際にも慎重にやってもらっているのでしょうけれども、現象がはっきりつかめないと、なかなかアクションが起こせないというところがあるかと思います。六日町時代に時

の建設省、環境省に入ってもらって、県も入ってもらって調査をして、原因、対策そういうものを出していただいた経過があります。そういう報告書のもとでいろいろ研究してみると、やはり私たちの職員だけではなくて、さっき言った民間の人たちも、これは土木屋ですから多分、そういう大胆な発想で提出もしますし、また、井戸屋さんの集まりの融雪協会のほうからは、自分たちなりの独自の調査した中の結果が出ているのだらうと思います。そういういろいろな立場の人の意見を聞いて、さらに市民の皆様にも理解をしていただいて、その上で決定するほうがよかろうというふうに思います。

この前、有害鳥獣でお世話になっている技科大の山本先生の紹介で、長岡の地下水対策検討委員会の会長をしております大塚先生にお会いしまして話を聞くことができました。今、この検討会は休眠中だそうです。やはり長岡がそういう現象にならない限り、招集がかからないのだらうと思います。ですから、こういう人たちも交えた中での検討をするということも必要ではないかなというふうに思いますがどうでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 環境政策について

これはなぜこういう規制を加えなければならなかったかという理由は、もう議員が今おっしゃったとおりでありまして、そこから始まっているわけでありまして、今、民間の方からもこういう提言をいただいておりますし、職員のほうも相当の知識は持っておりますが、やはり地下のことでありまして、誰も見たことがない。相当、専門的な知識を持たなければ、この推測はできないわけでありまして、我々が研究を進めていく中で、当然、専門家の方のご意見も伺うということは、出てくるものだと思っております。

まだ、そこまで至っておりませんので、もう少し研究をさせていただくということですが、ただ、地層はみんなわかってきておりますね。80メートルをちょっと過ぎる、100メートル地点までいきますと、ほとんど砂利層の非常にいい盤なんです。そこまでの間に、粘土層があったり砂利層があったりで、結局今のちょうど40メートルという部分が、一番粘土層のあるところなんです。そこから全ての井戸が水を吸い上げておりますので、やはり沈下するほうも一気にそこだけ収縮させるわけですから、あちこちではないわけですので、そういうことも原因なのかなというようなこともあります。もろもろの観点から専門家の皆さんからもご指導いただきながら、進めていくものだと思っております。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 2 環境政策について

この今、チームを組んでいる検討は、いつごろまでにめどをつけて方向性を出そうということにしているのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 環境政策について

トップの副市長に答弁させます。

○副 議 長 副市長。

**○副市長 2 環境政策について**

ご存じのとおり、40何年間も規制をしてきていることですので、とてもここ1週間、2週間というわけにはいきません。この秋くらいまでには私たち市の方向性は出したいというふうに考えております。以上でございます。

**○副議長 19番・今井久美君。**

**○今井久美君 2 環境政策について**

ぜひ、市の職員だけじゃなくて、いろいろな方の意見を聞いて答えを出す、方向性を出す。そういうふうに取り組んでいてもらいたいなというふうに思います。

次にいきたいと思います。それこそ、その大塚先生は地盤沈下の専門だそうですが、私は水素の話をしました。全くちょっと話がわからないようで、夢のある話をありがとうございますなんていうことで励まされてきましたけれども。水素エネルギーを消費の熱源に活用ということで、今までも提言をしてまいりました。COP21でパリ協定も採択され、地球規模で約束された温室効果ガス削減は、今回の施政方針、市の環境基本計画でもうたっているところです。吸収源としての森林育成、化石燃料にかわる新エネルギーの検討は、市の産業育成、雇用を生み出す政策と確信いたしますが、見解をもう一度伺います。

**○副議長 市長。**

**○市長 2 環境政策について**

もうこれは今、議員がおっしゃったように、COP21でも、もうそういう方向性をして、日本もそこにきちんと議定書の中に20%ですか、削減を盛り込んで提出をするということですから、これはもう避けて通れませんし、そういうことばかりではなくて、地球温暖化ということがいかに大きな問題を引き起こしているか。これはもう今やどなたも確かご存じのはずです。

結局、二酸化炭素の抑制ということになりますと、森林が吸収源でありますし、まずは出さないほうが一番でありますので、今、議員がおっしゃったように、化石燃料等にかわる新しいエネルギー。これは今、市としてできていることは、森林資源の有効活用ですね。ですので、間伐や除伐やあるいは皆伐という、本当はもう出したいのですけれども、道がないためにまだ出せないという地域がいっぱいあります。ですので、路網の整備だとかそういうことも含めて、ペレットあるいはまきストーブ、そして南魚沼産材で家づくりと、こういうことで木を活用して。結局、間伐をしてあげますと、その残った木というのは非常にまた径木、でかい。二酸化炭素の吸収量も非常に増えるのだそうですね。ですので、そういう森林育成といいますか、そういうことにまずは我々は心掛けるべきだろうということで、その政策を平成28年度の中にも当然ですけれども、いろいろな面で盛り込んであります。一気に我々がぼんと進むということにはなりません、徐々にその対応をしていかなければならないものだと思っております。

**○副議長 19番・今井久美君。**

**○今井久美君 2 環境政策について**



水素については度々質問をさせてもらっていて、総合戦略に盛り込んで検討をするという答弁もいただいたところです。結果、総合計画の中で燃料電池という言葉も入れてもらいました。しかし、踏み込みが新年度を見ましてもちょっと甘いなというふうにも思っています。国がやろうとしていることは、非常にスピード感がありまして、きょうも新聞に出ていましたが高浜原発の停止ということで、原発を動かすということが非常に難しくなってくれば、必然的にエネルギーミックス、ベストミックスの中で原発と再稼働エネルギーを約半分ぐらいまでもっていきこうという計画ですから、ここに狂いが生じてきますので、再生可能エネルギーはとても不安定だということで、水素に置きかえて必要なとき電気を起こそうと、こういう計画が今、経済産業省のほうでどんどん進んでいます。

早速平成 26 年度予算で 222 億円ですか、燃料電池に補助金を出すということで、平成 27 年度に早速そういう方針を出した市が、新潟県内にもあります。新潟市、佐渡市、見附市、柏崎市、もっとあるのかもしれませんが、30 万円補助を出すということで、最近では大手のマンション会社がこれからの新築マンション全て、この燃料電池エネファームを設置していくというふうなニュースも出ています。

車の燃料も、ことし本当は 100 か所、水素ステーションをつくって整備をしていきこうということだったらいいのですが、81 か所でとどまるようです。これはまだ継続してどんどん、どんどんやっていく。この前、総理が福島を訪れて、やっぱり福島で再生可能エネルギーを一生懸命やっていますから、ここを全部、水素を切りかえていきこうと、水素が使えるところにしていきこうというふうの方針を出しまして、協議会が設置されるようであります。非常にピッチが速いので、市長答弁の中で国の政策に置いていかれないように、何とか検討していきたいということですので、ぜひ、これらに一生懸命に取り組んで、私たちの市がまた浮上できるそういう種にしてもらいたいと思います。

割と民間は早くて、市報の 12 月 1 日号ですか、企業紹介のところに三用の工業団地が、開発中の燃料電池のセパレーターということで、写真入りで紹介されていました。トヨタ自動車が 2050 年までにエンジンのついた車はもう販売はゼロだと、そういう方針を打ち出して、今、みんなそこに向かっていきますね。もう全く産業構造が変わってきますし、下請して部品を提供する人たちも、もう真っ先にそういうふう切りかえて、今、この市内にも影響が出てきていますので、そういう点をつかんで、また一生懸命応援をしてもらいたいというふうに思います。

そして、さっき話が出ました森林の吸収源です。国連の専門家チームの話では、我々人類が人間活動で出す、地球上で出す二酸化炭素、温暖化ガスは、年間 330 億トンだそうです。そのうち、180 億トンを森林と海洋で吸収する。残りの 150 億トンを何とか削減していきこうという数字だそうですので、森林の果たす役割は非常に大きいものがあります。私も中越森林管理所の所長さんと何度か話をしました。今、市長がおっしゃったように、手を入れた間伐をした、そういう森林は二酸化炭素を吸収する率が非常に高いと。手つかずで光の入らない、草ぼうぼうのところは、また草が腐食する。そういうことで、逆に二酸化炭素を排出す

る。そういう場合もあるそうなので、緑だからといって全部、吸収源になるということではないのだそうです。これらも今、山口で森林管理署と営林署と森林組合と業者と協定してやられたのを、この議場でも何度か紹介してもらいました。こういうふうなことも官と民の共通の中で、施設整備、道路を整備する、そういうことも可能だそうですので、ぜひ、これからの土木業者の仕事ということで、これらについても目を向けてもらいたいというふうに思います。

それから、管理署に行って私も初めて教えてもらったのですが、こういう伐採した木の製品になったものについても、炭素を固定しているということで、カウントしてもらえるのだそうです。ですから、南魚沼産材もこれが廃棄されて、燃やされて、二酸化炭素がもう固定できないというところまで貢献しているというふうにカウントしてもらえるそうですので、そういうこともアピールしたらどうだろうと、管理署の署長に言ったら、我々もなかなかそういうアピールが下手でお願いしますなんていう話でした。あそこには森林総合研究所というのがありまして、いろいろなことを研究していますから、そういう数値もすぐ出てくると思います。ぜひ、そういうふうに活用していったらどうかというふうに思っていますが、見解を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 環境政策について

そのとおりでありますので、水素問題というか水素の関係につきましても、なかなか専門的な知識も持ち合わせていないものですから、すぐにとということにはならないかも知れませんが、議員にお話しいただいたように、そういう補助金等の活用も含めて、なるべく早く取り組ませていただくということであります。後段のほうについては全てそのとおりでありますので、ご提言いただいた中できちんと実行してまいりたいと思っております。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 3 これからの市政運営をどうするか

最後の質問であります。これはもう、これからの市政運営ということで、11月に向けて考えを伺うということでしたが、きのう既に質問も出ましたし、きょう新聞報道でそういう記事も出ていますので、大体市長の考えはわかりました。

ということで、私は市政運営ということで通告してありますので、通告外ですが私の今現在思っていることを、ちょっとお話をしてみたいなというふうに思います。今の前にも話題になりましたCCRCについて、私は1月の大和商工会の会場の話で、市長から早く、早くというふうなことを言われているという話があって、そんなに焦らないほうがいいかなというふうに思っています。どうかゆっくりこの地に来て暮らしたいという人にとって、いろいろな面があるんだということも紹介しながら、ゆっくり取り組んだ方がいいと思っています。

私はこのCCRCについて否定するものではないのです。この前、12月議会で言ったように、ここに来て住みたいと。ついの住みかになるかもしれないそういう人を、どうぞ来てくださいということで、迎え入れたいと思っています。こういうことは、地方創生がある、な

しに、その以前からみんな自治体が力を入れて取り組んできたところでもありますから、これは続けていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、じっくりと取り組んでもらいたいと思っています。お考えをお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 これからの市政運営をどうするか

私が急げ、急げというのは、平成28年度中に事業に着手をしたいということはずっと申し上げてきました。着手というのが、結局は例えばこのままいって平成28年度中もまだ、その事業の規模も事業体も決まらないで、また平成29年度に持ち越したということであってはならないわけでありまして。別に何の工事が進んだとか、そういうことではなくて、今度もまた新しい部分が出てきています。いわゆる運営する法人をきちんとつくりなさいと。いわゆるNPOでも何でもいいのですけれどもね。それも結局、市が主導してつくって——市が入るということではないですよ——つくって、建設をする事業体その事業体みずからが運営もやりますよということであれば、確かそれでいいのかもわかりませんが、そのつくるのと運営、これは結局地域との連携も含めて非常に幅広い仕事が出てまいりまして、それらもやっていたかなければならない。

ですので、あそこでどうも工事が始まったとか、くいが1本打たれたということではなくて、そうであればそれでいいのですけれども、結局、私どもが今まで一番遅れてきている大きな理由は、位置が明示できないのです、ここにまずはやってみようという位置が。国際大学の周辺であったり、ワイナリーの周辺であったりとかいろいろ出ていますけれども、それはまだ特定されていませんので、これをきちんとして、市としてこの場所ですかというのをまずは特定をする。そうしますと一気に進みますので、そういうことでちょっと急いでいただきたいという申し上げをしました。

ご心配をいただいてありがとうございます、ゆっくりとかじっくりとやらせていただくという部分は当然そうでありまして、どうも拙速は巧遅よりいいという——いわゆる遅いよりは少しぐらい失敗があっても進めやという、巧遅は拙速にしかずという言葉がありまして、そういうスタイルで私がやってきてまいりました。皆さんにはいろいろ別な面で映っているのかもわかりませんが、議員のご指摘をいただきましてありがとうございます、失敗のないようにじっくりと、その点はまたやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 3 これからの市政運営をどうするか

時間もなくなってきました。CCRCについて、やっぱり私は雪がかなり重いウエートを占めているだろうというふうに思います。昨年、飯山市を視察させていただきました。そのときに、かつて4万人いた人口が2万人に減っているというふうな話がありました。いろいろ見ていると、国道沿いに飲食店ができたり、バイパスができたり、非常に私は発展しているんだろうなと今までは思っていました。ところが、そういう状況だそうですので原因を尋ね

てみましたら、やはりこの雪なのですね。目の前の中野市から状況が違うんです。やはり、雪が少ない中野市、長野市あの辺は、もう雪が降らない、少ないところですので、そういうところに若い人は住んでしまうということで、自分のところのそういう総合戦略を含めまして見せてもらいましたが、やっぱりそういうものは出てこないのですね。言葉は出てこない。でも、課長さんの口から出た言葉は、そういうことだということで、雪というものは大きな壁になっているんだなと思います。

それから、きのうの11月の市長選に向けてですが、古い話で恐縮ですけども、4年前――市長さんは覚えていただけるかどうか。首都圏六日町会の帰り道、電車の中で私が、条件が整ったら俺も出るよという話をして、市長さんも、よし、俺も出ると。こういう話を聞いて、いやそれも1つの発端だなというふうに思って、早いもので4年たったかなというふうに思っています。

私は去年の県議選が終わった後、いろいろな方から電話をもらいました。今まではここにいる議員の皆さん、当選するとみんな末は市長だ、県議だという話が、1人1回や2回は必ず出てくる。今までは否定をして、とんでもないという話をしていましたが、今回はひとつじっくり検討をしていこうということで話をして、今までに1年たちました。否定はしませんが、そういつまでも引っ張ってられないので、私も早いうちに3月議会が終わったら結論を出して、方向性を出そうというふうに考えています。思うところは市のためということだろうと思います。そういうことでまた一生懸命取り組んでいきたいと思っています。終わります。（「コメントはいいかね」と叫ぶ者あり）コメントがあれば。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 これからの市政運営をどうするか

今井議員の決意といいますか気持ちの一端を伺ったわけでありまして、大いに歓迎をするものであります。そういう皆さんがどんどん出てくるということが、市の活性化に大きくつながっていくと思っております。大歓迎でありますので、どうぞ皆さん方も含めて、15人も20人もというところちょっと面倒になるかもわかりませんが、手を挙げていただいて頑張ってくださいと思っています。

○副 議 長 休憩いたします。休憩後の再開は11時40分いたします。

[午前11時19分]

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前11時40分]

○副 議 長 質問順位17番、議席番号10番・林茂男君。

○林 茂男君 それでは、発言を許されましたので、通告にのっとりまして質問をさせていただきます。

次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

今回はテーマを1つにさせていただきました。質問事項であります、時代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか、ということテーマにさせていただきました。森林、林業の再興

とそれによる地域のふるさとの環境保全促進についてであります。

さらに市の合併から10年以上が経過しまして、いよいよ建設事業など投資系の事業の抑制が必至となってまいりました。一昨日からのこの一般質問の場におきましても、何人かの同僚議員のやりとりの中で、今後の南魚沼市の財政運営についてこのことが多く語られてまいりました。いわゆる特例債の5年間の延長とはなったものの、合併特例期間後の普通交付税の段階的な削減についてであります。

おおざっぱな言い方かもしれませんが、きのうも確かお話がありました現在までの年間40億円から50億円強の投資的事業から、今後は20億円規模に抑制していかなければならないというような話もありました。大型事業が目白押しであった合併新市の基礎づくりのときを経まして、今後は必然的に適正な将来世代負担を堅持しつつ、持続可能な財政運営を図っていくことが肝要であるという議論が交わされておりました。全くそのとおりであると思いますが、これまでの投資型から抑制型へのその方向性の転換は、言うほどには易しいものではないだろうということも感じているところであります。

市長はこの議場におきまして今後の方向性を語る中で、林業振興が大きな鍵となる、そのような旨の発言をされてきたと思います。すなわち、当地、私どもの市だけではなく、恐らく日本全国全てだと思いますが、これまで戦後当然、当たり前だと思われていた土木建設業態によってきた公共事業のウエートを、言葉が適切かどうかわかりませんが、ソフトランディング、緩やかに、しかしながら急ぐべき形で林業も加味した形で推移させていくという、いわば離れわざが必要になることを意味すると私は理解しております。

国政もどう進むのか、県の施策もどうなっていくのか。近くは23年災、あの未曾有の水害の体験がありました。里山崩壊の危機が言われて久しくなっております。先ほども話がありましたが、化石燃料に頼らないエネルギーなどのさまざまな面で、林業振興はふるさと、またこの国土を守る根源の課題であって、今日的課題の第一位だというふうに思っております。

今、ここに皆さんのお手元にはないのですが、昨年、平成27年の6月の県議会の議事録があります。この議場でも先輩議員でありました現職県議が、昨年6月の、県議会初めての本人の一般質問で、その第一にまず森林再生について県知事にたどしました。その議事録であります。再読してまいりました。初めての登壇で、現職県議がこのテーマを取り上げられたことを、私は大変うれしく思いましたし、敬服もするものであります。格調も高いものであります。

この中で、少しだけ引用をさせていただきたい部分があります。議事録の中からであります。

森林は豊かで多様な生命を育み、山地災害などから我々の身を守り、温暖化の防止や水源涵養をはじめ、たくさんの機能で生活を支えています。これを健全な状態に保つ森林を育成することは、自然とともに生きる我々の使命ともいえます。また、林業としてなりわいに育てていく循環機能が必要であります。

と述べた後に、私も初めて知ったのですが、その中で紹介されている部分がありました。

その現職県議が尊敬する元議会議員の南雲順一先生が、昭和54年12月の県議会の定例会で、一般質問の場で述べた次の一句であります。

水を治めんとする者は、山を治める。山を治めんとする者は木を植えるにしかず。このことが治山治水の根本であることを示して、ひいては政策の基本であるべきだという話を議会の中の冒頭に述べられておりました。そのとおりだと思います。

結局、これまでやられていたことは、どうしてもコンクリート。コンクリートが悪いと言っているわけではありませんが、その本当の源の部分のところにまで戦後、長くそのところからどうしてもそれが二の次になっていたのではないかと。下流の土木工事ではないのだというふうに私も今、思っています。

冒頭で、今回の質問のテーマを森林林業の再興と、それによる地域のふるさとの環境保全促進についてであると申し上げましたが、加えましてそれを土木建設に頼りがちだった、一辺倒であったともいえるかもしれません、その公共事業からの脱却。全部ではありませんが、安全な移行と変革という観点で、この地においてどれだけの意味を持っているかということを考えているところであります。今後どのようなビジョンを持って、必要な施策を集めて、段階を経てそれが可能となるか。また、させねばならぬか。市もこの問題については、大きな指針を本当に真剣に持つべきだというふうに思います。

私も過去にこの一般質問の場で、森林問題を何回か取り上げさせていただきました。自分も地元の森林組合の職を長くやらせていただいたようなところもありまして、大きな興味を持ち続けていますが、あれこれ思いをめぐらせているところもありますけれども、まずは過去、政治経験の長い、また当市を一番に当然考えてきたであります市長の考えを、この問題について問うものであります。壇上からは以上であります。

○副 議 長 林 茂男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 林議員の質問にお答え申し上げます。

#### 次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

今、元六日町長そして県議会議員でありました南雲順一先生のことに触れられました。私も先生が昭和54年かに最初の県議会議員になられたその2年後から、実は南雲先生の秘書をしておりました。今、冒頭に議員から述べていただきました、森林整備ということについての先生の原稿も拝見をさせていただきます、以来、私の政治理念の1つの中にそのことは強くずっと残っておりますし、抱き続けてきたことであります。

それを県議会の場でまた改めて取り上げていただいたということについては、本当に共感をするとあります。細かいことは申し上げませんが、今やもう戦後、植林をされた用材ですね、ほとんどが杉でありますけれども、これはもうほとんどが伐期を迎えているわけでありまして、このまま放置をしますともう完全に森林が崩壊していくという形であります。

なぜそうなるかという、それは当然です。おわかりのとおりであります、木材として

売れなくなったということでもあります。なぜか。価格が高い。輸入材に比べて非常に高い。その根本は、やはり伐採するに、そして搬出するに必要な路網がほとんど整備をされていないところに、戦後の植林が大体行われている。そしてしばらくは、やはりその地域の集落等の中で管理をしてきたわけですけれども、いよいよその伐採期を、伐期を迎えるというときに至って、それを切り出す、当然ですけれども、力もなければ技術もなければ、そういう木材業者に話をしても、とてもあそこまで行って木を出してきてということにはならないと。こういうことでありまして、これを何とか早くやらないともう手遅れになるという思いで、二、三年前からそのことは少しずつ申し上げてきたところでもあります。

国のほうでも森林整備加速化事業ということの中で、今、石打のほうにちょっとその路網を始めたわけではありますが、これはそれこそ単費を投入してでも、路網整備をまず進めなければ、森林の再生はないというふうに私は考えております。ですので、そこを目標に一気にということにはまいりませんけれども、しかも今、議員におっしゃっていただいたような、この地域にとって欠くことのできない建設業界のやはり衰退を防ぐ意味でも、これはうまくいけば一石二鳥ということでもありますので、このことを強力に進めていかなければならないという思いは、強く持っているところであります。

新年度予算の中でそのことが大きくはまだ予算化しておりません。今、ご承知のように国も県もですけれども、森林整備このことについては非常に多くのメニュー、そして力を入れておりますので、好機到来だというふうに思っております。国や県の力に頼るばかりではなくて、やはり自分の南魚沼市の力でそのことをきちんと推進をしていくことこそが、地域の再生にもつながる大きな道だというふうに確信しております。今後ともそのことについては強力に推進をしていかなければならないという思いでありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、概要であります但よろしくお願いたします。

**○副議長** 一般質問の途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は13時10分といたします。

[午前12時50分]

**○議長 長** 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

**○議長 長(山田 勝君)** なお、議席番号5番・勝又貞夫君から家事都合により、午後遅刻の届け出がなされております。報告をいたします。

**○議長 長** それでは、一般質問を続行いたします。

10番・林 茂男君。

**○林 茂男君** 次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

ご答弁をいただきました。森林行政がこれから先、大変大きな課題になるという点については、共通したところでありまして、それについては一気にはできないけれども、地元の地域の建設業界の衰退も防ぐというような観点、いろいろお話をいただきました。本当にそのことなんだろうと思います。この中で、緩やかな、しかしながら急がなければ、時間的にも

う差し迫ってきているわけで、その中で大きな産業の転換といいますか、そういったものや  
やっていかなければならない中で、森林行政そのものが、ここに県のことしの林業関係の概  
要等もすぐ検索できて、引けるんですけども、いろいろな事業に予算をつけてやっている  
わけです。その中を見ても、本当の意味で一気にできないという言葉のとおりで、さまざ  
まな事業をやっていますが、本当にそれが今までにやっていた産業から変わっていけるほど  
のものがあるかどうかという、非常に疑問であります、これからまさにでもそうやってい  
かなければならないという中で、一番大きなのはどのような仕事が生み出せるかという視  
点なんでしょうと思います。

加えて、前にこの一般質問でもやらせていただいた、先ほど市長も言及されていましたが、  
戦後の林業施策の中でたくさんの植林が過度に行われてきて、またそれがサイクルできず  
に、その後、木が売れないという時代が続く中で、いま伐期を迎えているそれらの森林  
木材を、どういうふうにやっていくかという話がありました。一番はその点が大きな問題  
になってくるだろうし、この解決の施策をどうするかということが、直近の課題になっ  
ていくんだろうと思います。

それがそのことに手が入っていけば、里山の崩壊の問題にもそれを防ぐ第一歩が踏  
み出せるんじゃないかという視点からですが、以前一般質問の場で非常に興味を持って  
火力発電所の話をしたことがありました。この県の施策の中にもその方向性がやっぱ  
り書かれていて、進めていかなければならないということが力強く書かれていたの  
ですけれども、さりとなかなか進んでいるという状況がなかなか見えてこないな  
というのがあって、当時のそのときの一般質問でも調べた中では、県内で3か所  
ぐらいが間伐材等による火力発電の量のマックスといいますか、それ以上はでき  
ないぐらいのものなのだとということで、この地域では6つの大きな森林組合が  
――魚沼地域というのですか、うちは南魚沼森林組合ですけれども、6つの森  
林組合さんが集まって検討した結果、魚沼市にその方向性を見いだしているとい  
う話が、回答もありました。

その後、これはいったいどのようになって進んでいるのかというところ、把握して  
いる点をお聞かせいただきたいと思えますし、まさにまだ計画段階なのか、それとも  
進んでいくのか。これは大きな鍵になるんじゃないかなという思いがありまして、  
お聞きしたいと思えます。森林組合に任せてそれでやっているというような状態  
なのか、それとも各それぞれの関係自治体がやはりそこに入り込んで、県も含め  
ましてやっているのか。その点のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 林 茂男君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

火力発電所につきましては、議員ご承知かと思えますけれども、私どもも一時、民間  
からの参入という提言といいますか、それを受けて検討をさせていただきましたが、  
5,000 キロワット規模の発電施設であれば、BバイCといいますか、何とかや  
っていけるだろうという



ことで、その可能性を探ったわけであります。けれども、これはなかなか材料とする木材が4万トンとかどうとかというのは、大変膨大な量でございまして、とてもそれを南魚沼で調達できる見込みは立たない。しかも、今、魚沼地域のほうには、山形か福島ですかねグリーン産業ですか、もうこれが入っていて用材の買い付けもしているというようなことの中で、ちょっと我々としては非常に難しいと。

しかし、魚沼市それから南魚沼、湯沢、十日町まで含めて、可能性を県とともに探ってきたわけですが、その中で魚沼市さんのほうで2,000キロワットにまで規模を落としてでもそれを市としてやりたいと。そこでまた当然ですけれども、行政も一緒に森林組合も一緒になって入って、協議を進めてきたわけであります。魚沼市さんのほうは、これをぜひともやりたいということで、新年度予算に対して去年の暮れの中ではその調査費的なものを各市にも要請するかもわからないというようなことを伺ったのですけれども、それは全く今のところありません。単費で魚沼市さんがやるのか、そこはまだ確認はしておりません。またこの3月に流域自治体の協議会、湯沢さんと含めてありますので、それら確認をしなければならぬと思っています。

なかなか、十日町さんはちょっと行政的には距離を置くというような感じでありまして、森林組合そのものは、一応じゃあ、とにかく可能性を探ってみようというふうなことで動いてはおりますが、なかなか一枚岩ではないというような状況でありまして、今後どういうふうに推移していくのか、ちょっと私どもも見当をつけかねている状況であります。

関川村さんが導入計画のそれであると、2,000キロワットであっても何とかやっていけるんだというような話ですけれども、その肝心の関川村さんはまだ、それを導入する、仕事を始めるということをおっしゃっていますが、二度、三度と延期をしております、発電機器の何といいますか信憑性といいますか、実際、本当に大丈夫なのかということの疑問も若干出ているようでありまして、まだ足踏み状態というのが確か現状だと思っております。我々のところは足踏み状態ということでありまして、よろしく願いいたします。

○議 長 10番・林茂男君。

○林 茂男君 次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

一問一答にすればよかったなと思っておりますが、最後の質問にさせていただきます。ちょっとお答えいただけなかったなと思うのが、私の聞き方がちょっと粗相だったのですけれども、先ほど市長はその路網の整備と、当然本当にそこは大事なところだと思いますし、今までみたいな林道でどんどんやって、土木工事化みたいなそういう面もあればいいですけれども、なかなかそれは難しいだろうから、やっぱり作業道的な路網の整備をやっていく。それから城内で行われているような団地化をしてやっていく。民有林を含めてやっていくという、いろいろなことがあると思うんです。その中で、どんな仕事これから、先ほどから言っているような森林だけではない、この南魚沼の中の投資的事業の中に森林を含めて位置づける中で、どのようなことができるのかということ、ぜひ行政経験の長い市長、そういう立場からどんなふうのことを考えているか。また、こんなことを国政そういったところで実

現していつてもらいたいというふうなお考えがあるのか。私は自分の答えが全く定まらないので、ぜひここでやりとりしてみたいので、その質問をさせてもらいたいと思います。

もう1個は本当にその大きな部分と、もう1つその火力発電所に本当に進んでもらうというのが、伐期がきている大変な直近している問題を、またもう一回サイクルさせていくためには、どうしても必要なことだと思っています。その中で木質のバイオマスの問題で、ペレットストーブの普及がなかなか進まないという問題がありますが、どの辺にその理由があるのかという部分。また、逆に今、私も同僚の議員に譲っていただいて、ことしからまきストーブを自宅で始めてみたのですが、気がついて見ると、周りにはかなりまきストーブを導入している人が多いということに気がつきました。

この間、3人議会から出ている市の環境審議会が先般行われたのですけれども、その中でいろいろな本当にたくさんのことが、一応、内容が出てくる審議会だったのですが、その中で委員の皆さんのあれだけの人数の中で、まきストーブをやっている人の割合が非常に多くて、びっくりもしました。その中で、ちょっと高齢に近い委員の方から話があった中で、私もそのとおりでと思って聞いたのは、まきストーブをやっているけれども、今、一番つらいのは、まき割りの問題、それを確保する問題。労力がかかります。こういった問題があつて、これがもしもクリアされると、非常に何というのですか、ペレットも大事ですけれども、森林と違う生かし方をしているまきストーブも大きなものがあると思うので、まきストーブの普及というのは著しく進むだろうということが言われていました。

森林組合さんでは、一番は機械の購入費用の高さ、数十万円するわけですが、これを森林組合では5,000円で一日貸し付けているということですが、森林組合長さんもいらっしゃって、実は保有しているけれども、今、それが非常に老朽化も進んでいるという話があったり。ついでに先般、別の会でシルバー人材センターの皆さんと懇談会が議会であつて話をした中で、こういったところが、もしも有機的に結びつけられたり、また、森林組合の職員の皆さんは、若い人も含めまして、冬は解雇になっていろいろなところで仕事をしていると思います。

そういう中で、一度に大きなことはできないという話は先ほどからずっとあるのですが、火の持つ力——生活の中における温かみといいますか、自分でやってみて非常に感じているところで、化石燃料からの脱却という意味や、もう1つは森林に対する多くの一般の市民の皆さん、地元の皆さんの意識を変えていくという中、また、森林組合とかそういったものの距離感を縮めていくことも、今後1つの大きなテーマなのかなと思います。

このデリバリーサービスといいますか、まきを割り、高齢者世帯の本当にそのすぐ火をくべられる近くに、といいますか、そういったもののところまで届けられるようなものが安価にやられたならば、1つのまたおもしろいものがあるのではないかなというのを考えたりとかして、もう一步——確か前回の12月議会だったかと思いますが、同僚議員の中からモノづくりの継承の話が出て、今、木の家づくりの話とかで職人がいなくなるという話があったと思います。先般、あれは人口減少のやつで議会から提言書を上げろという話で、私もちょっ

と書かせてもらったのですけれども、大工さんとかの技術の中で、地元材を使って家をつくるという技術が、ほとんどこれからなくなっていくだろうというような厳しい話も聞かされている。こういう中で公共のこれから行われる建造物、建物、さまざまなどころにあえて、高くなるでしょうけれども、地元材を使っていく、そういう義務づけ化的なもの。そういったことを行政課題として今後考えて、1つ木を植えるとか切るとかだけではなくて、全体の産業の中でできるところから始めていかないと、先ほど言った新しい公共事業のそれを補完する意味の森林の位置づけというのが、難しいのではないかというのを非常に考えたり。本当に答えがまとまりませんが、ぜひ、私の考えもちょっとちらほら言いましたけれども、これまでの行政経験も含めて、今後どのように進むというふうに市長はお考えになっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議 長 林茂男君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。  
市長。

○市 長 次代の主流とすべき林業振興にどう取り組むか

失礼いたしました。私が聞き取れずにそこまでのお答えを一気に質問時間を1回減らすようではありますが、ご容赦いただいて、もう1回してもらっても私は結構ですけれども、議長のほうにお諮りください。失礼いたしました。

やはり、もう2年か3年ぐらい前から、本来ですと最初のころはもう平成27年で、いわゆる合併特例債の発行が終わると、利用するのが終わると。そのときに約20億円減になっていくのだということで、建設業界の皆さん方の会合でも、これからはやっぱりそういう時代になりますから、業種の転換、あるいは兼業といえますか、そういうこともちょっと考えてみてくださいというお話は申し上げてまいりました。

まずは一義的には、木材は伐採、搬出するための路網が、やっぱりもう決定的に不足しておりますので、これをまずは何とかやらなければならない。そこからが始まりであります。そしてやはりどうしてもそのそこまで道路をつけられない、つけられなくはないのですけれどもとても、とても費用がかかり過ぎてという部分もやっぱりあります。そういうところについては今、やはり新しい機械も登場しております、先般、私が森林管理署の県内の所在市町村の会議がありまして、そこで林野庁のほうからもおいでいただいた中で、まあまあ当然ですけれども、基地を築いて、そして目指す森林といえますか木のあるところまでと。やっぱりどうしてもそこまでの間はワイヤーをかけてのレーンになるのですけれども、それが昔みたいなことではなくて、基地のほうに、ある程度大型の機械を置きますと、非常に簡単にできてということもありまして、そういうものを活用してやっぱりやっていかなければならない。ですから、一時的には土木関係で、これは仕事量としては相当出てくるわけであり

ます。  
今度は出した木材が利用できなければだめなわけですので、A材は当然ですけれども建築用、B材は合成ですね、いま何とかという新しい工法もありまして、外国のほうではこれはもう相当売っているそうではありますが、それにも、長岡に本社のありますところでも取り組

んでおりますが、これが認められ完成していきますと、非常にB材の活用も増えてくる。C材はもうチップとかそういう部分でありますけれども。

そういう中でペレットについては、これもご承知かと思っておりますけれども、市内にペレットを製造する会社が、国の補助を得て設立され稼働し始めました。ですので、我々もそれを受けてとにかくペレットをもっと使わなければならないということで、この事業を進めてきたわけですが、ご指摘のように残念ながらそう大きくは進展しません。ただ、この平成27年度からですか、補助額を倍で10万円にしたところ、微増——購入していただく方がちょっと増えているのですね。今、一番、やっぱり議員ご指摘いただいたまきストーブは、非常に多くの皆さんが使っているし、そういう需要もあるようであります。まきストーブについてもその補助しないのかという声もいただきました。しかし、産業の育成という意味からペレットに限ってきたわけですが、二、三年前からペレット、まきストーブ兼用ストーブも出ているということで、それがいいですよと。両方使えるという、それがいいですよということですが、やっぱり高いのでしょうか。そう、大きくは伸びていません。

まきストーブを普及ということは、これ非常に大きな鍵だと思っております。それができますと、議員がおっしゃったように今の産業界の中で、建設業界の中でもまきを生産販売、これは非常に将来性のある有望な産業になるのではないかと。そこを持ってくるまでにはやっぱり切らなければならないわけですから、そこまでもう一連でやらなければだめですね。そういうことも含めて、検討に大きく値するものだと思っております、ご提言をいただきましたので、また改めてきちんとした検討をしていかなければならないと思っております。

やはり、A材として使うのが一番いいわけですので、市のほうでも公共建築物について、この木材を、南魚沼産材をとすることは呼びかけておりますが、今まだそれに対するの予算措置をぼんとやったというところではありませんけれども、南魚沼産材で家づくりというこれを利用していただく方が、ここ1年、2年大分伸びております。ようやく木材の供給体制が、おおむねではありませんけれども、大体需要に追いつけるというようなところまで、出てきているそうでありまして、それがやっぱり拍車をかけておりまして、県が50万円、うちが50万円とこれでもう100万円出るわけですから、これは建築業界のほうでも大きな期待を寄せているところでもあります。

問題はやはりその用材をきちんと供給できるか否か、まずはここが一番の問題でありますので、そこをとにかくきちんとやりながら。そして、山の荒れを防ぐために、針葉樹部分をやはり広葉樹化しなければならないということです。ただ、針葉樹が全然だめだということではなくて、混合林的なものもこれから目指さなければなりません。これは今までは大体地元の何といいますか組合的な皆さんが、森林の植林をしたりいろいろやっていたわけですが、そういうことも産業化していけば、これはやっぱり当然、公が入らないとそこになりませんので、そういうことも含めて検討していく時期だと。時期だということかもう進めていかなければならないということでもありますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。大体そんなところだったでしょうか……（「国政に何を望むか」と叫ぶ者あり）

国政は今、具体的にこれをという部分ではありませんが、やっぱり我々はその路網整備のための森林加速化整備事業というようなそういう部分を、ずっと堅持していただいて、補助金に頼るということではありませんが、やっぱりそういう補助金があれば非常にありがたい。隘路はいわゆる個人所有の森林に対して、公がそこまでやっていいのかという部分はありませんが、これは単費であれば皆さんのご理解を得られればやっていきますので、その辺も含めてですが、本当に山の整備をきちんとやっていくと、再生させるということであれば、これは個人とか国有林だとかと言ってられない問題だと思っております。

一度は本当は木材取引税というのも市で単独で設けて、そういうことをやれないかということ、今の市民生活部長が税務課のほうだったと思うんですが、税務課でなくて財政のころですか、検討させたのですけれども、これは何かでき得ないというようなことでありました。やはり、利益を受ける方が若干はやっぱり負担をしていただくということも置かないと、やっぱり不公平感が出ますので、そういうことも検討の課題ではありますが、国に対しては本当に今の森林整備というのが急務の課題で、そしてどんどんとやっぱり国策としてもやっていくんだということを堅持してもらうようにやっていかなければならないと思っております。

○議 長 質問順位 18 番、議席番号 26 番・若井達男君。

○若井達男君 私を含めてこの後、今議会の一般質問者は 4 人ですが、4 時半には全ての議員の一般質問が終了するくらいのスピードでさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 可燃ごみ処理施設問題を問う

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今議会 2 月 29 日にこの 3 月議会が招集されました。そしてその初日におきましては、一般会計の補正、歳入・歳出 5 億 3,100 万円ほどが議決をされております。これはこれで何ら問題はないのですが、ただ、私が今回この質問に取り上げた可燃ごみ処理施設について問うという項目が、1 点ほど衛生費の中でし尿塵芥処施設理費ということで出てきました。7,950 万円ということで、そのうちの 6,000 万円がタービンが故障した修理だということで説明を受けました。

私は可燃ごみ処理施設については、建設が 16 年 3 月の竣工でしたが、その前からやはり私をはじめ当時の六日町議会、自民クラブとしてそれなりの調査を行い、また竣工を持ちまして、それ以降も再三にわたり一般質問で取り上げ、また決算、予算でもこの問題は取り上げてきました。そうした中、もう終わっただろうということで安心をしているわけではありませんけれども、あとはうまく上手にを使って、きのうも 18 番議員からも質問がありましたが、新しい可燃ごみ処理施設に向けて進まなければならないという、そういった考えでございましたが、今ほど申し上げましたように、まさに放っておけない。

これはずっと前にそんなことを言ったことがあります。たんぼぼハウスが危ない、放っておけないと。しかし、ありがたいことにこの 4 月 1 日、認可保育園としてスタートすることになりました。これらも当局それぞれの職員関係の大きな、汗をかいていただいた結果だと考えております。あと、この可燃ごみ処理施設は、市についても余すところ 7 年、昨年 2 月に 2 市 1 町で協議会が設立されまして、そしてそこで目指すところは平成 35 年がめどなのだというこ

とで向かってきておるわけです。この後また、今後の施設運営の方向ということでも通告してありますので、その辺でもまた今後については聞かせていただきますが、当面に、これだけどうしてこんなに故障、修理では効かない修繕、器具の取りかえなどがあったのでしょうか。

そういうことで、今までの処理、修繕、施設の費用は金額にしていかにほどになっているのですか、ということをお聞きします。

それでこの問題は私だけではなく、やはり合併して平成16年11月1日に南魚沼市が誕生し、その翌年の17年10月1日には塩沢町が編入されてまさに新市ができておるわけですが、その過程においても限りなく故障、故障、修繕、修繕、そのたびの費用ということが出てきておったわけです。合併後の平成18年11月にこの問題について、時の社会厚生委員会がやはり現地調査を含め調査を行っております。このときにやはり出てきたのは、メーカーは皆さんご存じのように川崎技研。そのとき問題になりました箇所だけでも10か所出てきました。1つ読んでみますけれども、1、溶融炉の漏水、2、ボイラーの振動、3、ボイラーの水管過熱器管の破孔、減温塔ケーシングの破孔、5、立ち上がりスラグコンベアの故障、スラグコンベアの故障、吸塵装置の詰まり、サイクロン配管の閉塞、可燃性ダスト供給コンベアの故障、コンプレッサーの不調ということで、この時点でもう1年ちょっと、わずかの稼働でこれだけが出てきたのです。

そして、その後は皆さんご存じのように、炉そのもの、溶融炉そのものが故障となって大改修が行われました。悲しいかなこの改修については、亡くなられた作業員の方も出てきております。そういった大きな故障、故障が出てきておるわけですが、金額にしてもこれは並大抵の額だと、そう少ない額ではない、簡単な額ではないというふうに考えるところでございますが、これについてお聞かせください。

続きまして、瑕疵についてということでこれも通告しておきましたが、市長の見解を伺うところでございます。瑕疵、これは簡単なのです。一言で言うと、傷、傷なのです。もしくは欠陥なのです。欠点なのです。詳しくということではないですけれども、文章で表現するならば、行為・作物・権利など、本来あるべき要件や性質が欠けている。これが瑕疵なのです。瑕疵といふとなかなか難しいかと思えますけれども、ことは簡単な、傷、欠点なのです。そして、この傷、欠点を場合によると隠れた瑕疵、表に出てこない、見えなかった。こういった瑕疵もあります。またこの瑕疵も全てがものについて出てくるだけではありません。設計上の瑕疵もあります。そういった要因が、私はこの溶融炉については、さまざまな点から指摘されるのではないかと考えておりますが、この溶融炉についてひとつ市長の瑕疵の見解をお伺いいたします。

やはり、同じく瑕疵のあるところにはどうしても修理・修繕がつく。そういったことで、そして物には耐用年数というものがついて回っております。耐用年数も法律的には税法上でいえばこれは簡単なのです。償却資産にはそれぞれ耐用年数がついておって、そして耐用年数ごとにそれぞれ償却期間、そういったものが決まっておりますのでそれはそれでいいのですが、こうした1つの物、建設物について、こういった耐用年数が考えられるか。きのうは18番議員の、

新しい溶融炉については20年をめぐりという話もありました。川崎技研の溶融炉については建設当時からおおよそ15年というようなことが言われてきておりましたが、この機械、器具等による耐用年数は、やはり決まっておるのではないです。機械や設備などに経済的に使用可能な期間と、経済的に使用可能な期間が耐用年数なのだ。なものですから、その使い方によっては耐用年数の定めがあったとしても、場合によっては短ければ、場合によっては長いこともある。そういうことが出てきておりますので、これは一言に言うと、製造者側、生産者側の見積もり期間とも言われます。そんなことですが、これもこの溶融炉、ごみ焼却炉についての耐用年数についても、ひとつ市長の所見を伺うところでございます。

いろいろ対応していかななくてはならない、そういったことがあるわけですが、そうしたときには対、これは売り手、買い手の問題が出てきます。注文者、発注者、受注者、そういった関係も出てきます。そうした中、先ほどから出ておりますが、川崎技研さんとの間に、今までの対応、また今回の問題に対してどのような対応を市として考えておるか。また、相手方に何を求めていくか、その点についてもお伺いいたします。

そして最後の5つ目になりますが、冒頭申し上げましたように、何とか今ある溶融炉をうまく使って次につなげようということで通告しておきました。そして、今後の運営については、今ある溶融炉、焼却場をどのように運営をしていくか、まずこれが1つ。そして、あわせてその過程で新ごみ処理施設に対してどういう方向で向かうのかと。そして、きのうもこれは話が出てきました。今、公募中です。そして公募締切は確か4月、来月の28日、連休前が締切になっていると思いますが、その辺もきのうも質問に出たわけですが、まだ決まっていない段階でなかなかこれは答弁しにくいところもあると思いますが、ひとつこれからの運営ということで、今ある機械をどのような形で運営していくか。

うがった考え方でなく、本当に心配すれば、なければいいわけですが、今と同じような状況がこの状況の中で発生したら、この南魚沼市、当市それから湯沢町から持ち込まれているごみはどうなりますか。今回も十日町さんのほうから受けてはいただいております。反対にこれはずっと何年前か前、十数年前は十日町さんのものを南魚沼広域事務組合でも受けておりました。これがまさに隣接自治体間の協力・協調であっていいわけですが、しかし、これが全くこれまでの新処理施設、処理場が完成する間に不能となったとき、どうなるのでしょうか。そういうこともやはりこれは今後の運営の中に、大きなウエートを占めてくると思います。考えていかななくてはならないというふうに考えるところでございます。

以上、檀上からの質問ですが、よろしく願いいたします。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 若井議員の質問にお答え申し上げます。

#### 可燃ごみ処理施設問題を問う

ごみ処理施設については、議員、六日町時代からずっと一生懸命取り組まれておまして、数々のご質問、ご提言も受けてきたところであります。私も平成15年の何月だったですか、広

域事務組合の管理者になりまして、これを引き継いでずっとやってきたわけでありまして。その当時やはり言われたことが1つ、また今になってすごく思い出されますけれども、ある専門家の方から、安物買いの銭失いにならないように気をつけろと、これを言われたことが非常に今でも心の中にあるわけでありまして。

しかし、それはそれといたしまして、修繕費の関係であります。平成16年度から18年度まではこれは瑕疵担保期間でありまして、プラントメーカーから不具合について無償対応をしていただきました。それ以降の平成19年度から26年度までの8年間、これは総額です、申し上げるものはばかられるようで、11億8,000万円施設修繕、修理費であります。内訳は毎年度定期的にメンテナンスが必要な箇所の修繕、更新が約8億円。数年に1回の計画的な部品交換や設備の更新、突発的な修繕工事などが合わせて約3億8,000万円ということで算出をさせていただいております。約12億円かかっております。

瑕疵についての部分であります。保証期間は引き渡しから3年間でありました。瑕疵担保期間というのは、先ほどちょっと触れたようにですね。ただし、正常なメンテナンスを行った上でという条件を満たして、構造上の問題があることが確認されれば、メーカーとして責任があるということになります。施設の安全稼働、安定性に重大な支障を来す事態が生じた場合は、相互に協力して原因の究明と改善に努めるというふうに、ここに明記をされております。ここにどうか、この間ですね。

今後、原因を究明して、そして責任の所在、責任割合を明らかにしていかなければならないものだと思っております。今回のことにつきましてです。

耐用年数でありますけれども、今回のタービンにつきましては、施設の稼働期間中は更新が不要な機材であるとの認識でありました。可燃ごみ焼却施設自体は、施設を構成する設備、機械、部材、これが高温、多湿など腐食性の非常に高い状態にさらされまして、かつ機械的な運動により磨耗しやすい状況下で稼働しているため、性能低下や磨耗の進行が早く、施設全体としての耐用年数が短い施設であります。一般的にはごみ処理施設は15年から20年というのが耐用年数であると言われておりますが、本施設は20年間の稼働を目標として計画されたものというふうに認識をしております。

設置企業との対応協議でありますけれども、施工者であります川崎技研とは、原因の究明、あるいは再発防止、そして施設の劣化に対する対応策などについてその都度協議をしながら運用上必要な事項について、意見、覚書等で今まで確認をしてまいりました。今回のものが特別な要因による劣化なのか、予期せぬ金属疲労なのか、想定外の使用方法によるものなのか、これは設計段階における瑕疵なのか、そして他施設での同様な事故の有無。これらさまざまな角度から検証いたしまして、責任に応じた負担割合となるよう、今、協議を進めていきますし、進めているところであります。

今後につきましては、効率的に、これはまだ全く、もしこれが解決したとしても修繕が必要でないということではないと思っておりますので、維持修繕することで故障の防止と維持管理費の低減に努める、まずはそれをやっていかなければなりません。それから、新ごみ処理施設への移



行時、これはおっしゃったように平成 35 年を予定しておりますから、これを考慮して、それまでに更新が必要な部品や設備につきましては、計画的に無駄のない更新を行ってまいらなければならぬと思っております。

今回のこの事故、今までのこともいろいろありますが、これらを新施設についてどう生かすか。これは全て検証していかなければなりません。その方式も含めてですね。そこがまず 1 つでありますし、もし、また何かであそこの稼働が不能という場合については、これはもう突発的に出るもの、あるいは事前に少し前から予想されるもの、いろいろあろうかと思いますが、でき得る手段は、結局、他のごみ処理施設にお願いをして、運搬をして焼却をしていただくと。ピットの中に周辺に迷惑のかからない程度のストックを繰り返しながらそれをやっていくということ以外に、抜本的な解決といいますか、それをやらなければごみの処理ができないということになりますので、そういう事態が発生した場合はそういう対応をとらざるを得ないということですので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 可燃ごみ処理施設問題を問う

それでは、最初の質問の①のほうですが。11 億 8,000 万円、まあ 12 億円という、やはり大それた金額です。これが契約時には 44 億 4,150 万円で契約されております。当然のことながら広域連合に移管していましたね。その広域連合のもとで仮契約に基づいて、平成 13 年 5 月だったかと思いますが、これが議決をされて 44 億 4,150 万円という金額。確かにこの金額は当初溶融炉建設についてちまたではトンあたり 1 億円かかるのだということが言われていたわけです。

そして、今の溶融炉そのものも、1 日 55 トン処理が 2 基で 110 トンということになれば、この話が出たときから 100 億円はかかるだろうということで始まったわけですが、実際いざ契約に至ったら 50 億円も切った、45 億円も切ったというような契約で終わったわけです。まさに安物買いの何とかと、これは今のごみ処理場にかかわることなく、日常私たちが買い物にするについてはその辺は買い物だけでも、ものの建設についても十分に注意しなくてはならないということです。安くてよかった、よかったということだったわけですが、この 11 年、今度は 12 年目に入りますが、やがては今、予定されておる 15 年を超えた 20 年の耐用年数を目的とする中に本当に心配の種でございます。

そこで、心配の種ですが、この時期には南魚沼市の広域連合だけでなく、同じというより、国内において 5 か所が建設もしくは建設工事中とそういった時期だったと思います。南魚沼広域連合が平成 16 年 3 月 31 日、これと同じときにやはり建設竣工しているのが北松北部環境組合ですか、私たち六日町議会ですね——これは合併しておりましたので、六日町議会とつじクラブで、現状を調査の上に、長崎県の平戸市そこに行ってまいりました。そしてこの結果は、本来であれば 2 会派として市長のほうに報告という状況ではなかったのですが、同じ時期に同じ機種メーカーが同じ——若干は違う、日 70 トンだと思いますが、それを視察研修してきた結果を報告してあります。そして、そのほか川崎技研につきましては、平成 14 年に岐阜県の瑞浪市ですか、そちらのほうで 50 トンですかもう建設、稼働しておると。そして、

その後については、沖縄県の中でも川崎技研、このメーカーの溶融炉が建設されておる。その時点でも南魚沼市を含んで5か所のものが建設もしくは建設中であるというそういったことを踏まえて、これらのところのこういった大規模改修、大規模補償、そういったものについてはどこまで把握されておりますか。まず、これを1点伺います。

○議長 市長。

○市長 可燃ごみ処理施設問題を問う

私がそこまでの部分がまだわかっておりませんので、担当課長に答弁させます。

○議長 長 廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長 可燃ごみ処理施設問題を問う

ただいまのご質問にお答えします。議員が言われた他の施設というところで、詳しく個々には把握しておりません。今回の修繕の協議をしている中で、川崎技研、それとタービンメーカーについて照会をいたしましたところ、今回のようなタービンの事故の事例はほかにはないということで回答を得ております。以上です。

○議長 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 可燃ごみ処理施設問題を問う

やはり同じ時期に、同じ規模のものが同じメーカーで建設された。それも当市よりはボリューム的には日50トン、70トンとそういったところや、また、沖縄については、これは日166トンだと思っておりますが、そういうところでもこれだけの大きな――まさにこれは機械本体です。そういったところのものは見られないということなのものですから、この後のメーカー側との協議という中に、やはりこの辺も大きなウエートになってくるのではないかというふうにと考えるとございしますが、その点について市長いかがですか。

○議長 長 市長。

○市長 可燃ごみ処理施設問題を問う

先ほどちょっと申し上げさせていただきましたように、構成する設備、機械機器、部材これが高温多湿などの腐食性の高い状態にさらされる。これは確か、今、おっしゃった5か所の部分はどこでも同じだと思うのです。うちの出すごみが、さらに何か別の要素を持って部材を腐食させるとか、溶融させるとか何かの原因があれば、うちだけがタービンが故障したということとは容易に想像がつくわけです。

ですが、今、担当課長が答弁申し上げましたように、ほかのところは全くないし、うちのごみが特別なごみではないということだと思えます。何か特別なものが常に焼却されているということではないわけでありますので、そういう部分から推測しますと、じゃあ、なぜなのだろうと。しかも、タービンそのものが故障するということは、これはもう発電施設としてはほとんどどこもないわけですね。メーカーのほうも確かこれは経験がないことだと思えるので、そこが今のところはっきりしません。この原因さえわかれば、もう責任の所在はあきらかになるということだと思えますが、これを特定することも非常に難しいのかなという気はしております。

ですので、一応我々はタービンについては、20年間は交換とかそういうことの必要はないと

いう認識で進めてきたものでありますので、その辺をどう今後協議として進めていけるか。相手方に納得をしてもらう、きちんとやっていくという方法を、今、一生懸命進めながらやっているということでもありますので、もう少し時間がかかるのかなと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 可燃ごみ処理施設問題を問う

よろしくお願ひします。あと瑕疵、それから耐用年数、これらにやはり付随してくるわけですが、瑕疵担保責任は先ほど市長のほうから答弁いただきました。竣工後3年間という瑕疵担保責任は、これは契約書で明記されておりますし、今までも再三この瑕疵担保期間については出てきております。それはそれで当然のことなのです。しかし、一番の問題となるのは、今ほどのタービンという、タービン、炉。これらはどこの熔融炉に限らず、機械、機種の中では心臓部なのです。そういったところについての、やはりこれだけの故障が出たということについては、再三になりますけれども、メーカーさんがどこまでこれを把握しているかどうかですが、本当にこれが基本となってくる協議ではないかと思っております。

そして、市長の答弁にもありました耐用年数等にかかわらず、機械上から出てくるときに消費材を除いた以外については、これは保証しますということ、実際契約する前のヒヤリングで川崎技研さんは答弁しておるのですよね。ヒヤリングでこれは答弁されている。このときには10社から始まった聞き取り、見積もりが15社になって、15社から最終的に5社に絞られて、その5社の中で聞き取りを、個々のメーカーとのやりとりの中に出てきておるわけです。これも大切なことではないかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。4時半に終わるようにならばスピードを上げます。

そして、これからの新可燃ごみ処理施設ですが、やはりこれにつきましては、どういう運営体でまず持っていくか。考え方によれば、当然のことながらこの2市1町の直接運営、または公設民営、または完全なる民間委託——これは指定管理の形をとられるかは別にして、完全なる建設時からの民間委託。これらはいろいろなケースが考えられるわけですが、この点について方向性でも見られているのであれば、平成28年度中に基本的な考えを決定するというふうに今、進んでいると思っておりますが、この点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 可燃ごみ処理施設問題を問う

前段のほうで1回申し上げましたが、保証期間というのは3年ということでもありますけれども、ただし、正常なメンテナンスを行った上でという条件を満たして、構造上の問題であることが確認されればメーカーが責任がありますということです。ですので、ここが今、焦点だろうと思っております。

新ごみ処理施設についての運営母体は、今、私の念頭の中に、いわゆる直営といいますか、3自治体での直営ということ以外にまだ全く頭の中はなかったわけではありますが、これから他の市町がどういう考え方を持つのか。あるいは事務局でまだそこまでの検討は……（何事か叫

ぶ者あり) まだ全く出ていないそうでありますので、やはり直営という形が一番強いと思うのですけれども、これはわかりません。あらゆる方策を検討しながらやっていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 36 番・若井達男君。

○若井達男君 可燃ごみ処理施設問題を問う

確かにこれもまだ出ていないということで、それはそれでいいのです。ただ、川崎技研さんのいろいろな問題がある中に、市長の先ほどの答弁にありました連合長になったと。連合長になったという中で平成 17 年度の決算、これは広域連合の決算ですので当然平成 18 年 6 月の定例議会ですか、その中には川崎技研そのものについても、ときによっては全面委託も検討しなくてはならないという答弁が、連合長として出ているのです。私もそのときには広域連合の議員のほうに回っておりましたので、本当にそちらのほうがそのときになるといいのではなかったかというようなことが考えられたわけです。しかしながら、全面委託をするについても、一言言うならば、わからないものを全面委託をしていいのかというようなことが出てきたわけです。

これからの新しい、新ごみ建設については、運営方法をしかとやはり確認した上で、向かっていかなければならないのではないかと考えております。そして、期間的にはあと 7 年ということ先ほど申し上げました。そして、今の川崎技研さんのものは、その前の日立造船の焼却場、あれもだましまし使ってきておったのがいよいよだめだということで、平成 9 年に話を始めているのですよね。そして平成 9 年に始めて、そして平成 13 年に議会議決に至っているということになると、やはりそれ相当な期間が必要ではないかと思えます。私のちょっと質問も長くなりましたが、これもひとつスピード化で対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 19 番、議席番号 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

通告に従いまして、人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策について質問いたします。

人口減少対策は全ての自治体の課題であります。それは独自性を持ち、経済効率を重視した持続可能な循環型の政策でなければならないと思えます。当地は首都圏、特に北関東からのアクセスが良好であり、通勤圏内にあります。私は人口減少対策の一丁目一番地は、安心安全な出産であると考えておりますが、当市の現状はどうでしょうか。

他市の産婦人科医院で出産したという事例を多く耳にしますが、本来これは当市内において行うべき住民サービスであります。移動に要する負担は、経済的な部分だけではなく、身体的、精神的にも大きいと言えます。この問題に特化して出産しやすい環境整備を積極的に行わなければ、当市の人口は増加しないと思えます。

また、当市に限ったことではありませんが、医師不足という課題に対して、女性医師とご家族の移住を促進することによって克服し、人口増だけでなく、地域全体の経済的、知的レ

ベルの向上に資する政策を行うべきと考えます。女性医師は結婚・出産を理由とした離職率が高く、その後は完全に辞職するか、非常勤医師として活動するケースが多いとのことですが、我々はこの部分に着目し、女性医師にとって働く環境が全国一整っている自治体として、特に医師の多い東京都、埼玉県、千葉県からの移住を促進する政策を行うべきと考えております。

この政策は外部からの移住・定住者を増やすということには全くこだわらず、子育て育児の期間だけでも当市にとどまっていたいただくことにより、地域に貢献できる循環型の医師誘致が可能であると考えており、以下の質問をし市長の考えを伺います。

1、当市の出産の状況と今後の課題をどう捉えているか。2、公設産婦人科の設置により市民の出産をサポートするべきではないか。3、産婦人科医師の確保に際し、採算性の担保とリスクに対する補償が可能か。4、女性医師は結婚、出産を機に離職するケースが多い。医師不足の解消と望ましい移住促進にこの部分へのアプローチが効果的であり、移住政策に盛り込むべきではないか。5、女性医師の移住を促進する際は、家族の移住もセットになるが、対策はとれるか。6、経済的な子育て支援策は人口減少対策の成果が出にくいため、経済支援とは違った内容の労働者への出産育児支援が人口増に必要と考えるが、今後どういった政策を検討していくのか。

以上、演壇からの発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 桑原議員の質問にお答えを申し上げます。

#### 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

非常に斬新な提案でありまして、やや戸惑っている部分もありますけれども。まずは当市における出生数が、平成24年度475人、平成25年度448人、平成26年度424人、年々やはり減少しているところであります。人口減少という大きな問題に対しまして、出産・子育ての環境整備をすることは、特に人口の自然増、減、これに対しまして貴重な施策であるという、この認識は議員と同じでありますし、実際に多くの自治体が出産・子育て支援に力を入れているところであります。当市におきましても子ども医療費助成、あるいは不妊・不育医療費助成、この支援に力を傾けてまいりましたが、出生数の減少を抑えるというところにはまだ至っていません。

分娩に対応する医療機関から見ますと、毎年一定数の分娩数がないと、経営上の収支の悪化、あるいは症例数が少ないことによります医局からの常勤医派遣の減少という2つの問題が起りまして、出生数の減少と産科医の減員といますか、これがお互いに相関する悪循環に陥っているところであります。市といたしまして、今回の医療再編で、分娩は小児科と産婦人科がチームとなって医療が提供できる地域周産期母子医療センター、これを有する魚沼基幹病院で対応するというを基本として調整を行ってまいりました。

妊産婦検診の補助額から、これは推計であります。魚沼基幹病院開院以前の医療機関の分娩数は、前の県立六日町病院が52%、県立小出病院が22%、これは十日町市にあります高木医

院さんが 20%という大体割合だったと思います。魚沼基幹病院開院後は魚沼基幹病院で 75%、高木医院で 14%程度ということで、今、数値が出ております。そういう中で新たに公設の産婦人科を設置して分娩を行うということは、魚沼基幹病院での分娩数が減るということに直結しますので、軌道に乗り始めました周産期母子医療センターの運用に大きな影響を及ぼすということが考えられております。これは公的な、公設の産婦人科を設置というのは、ちょっと慎重にならざるを得ないという考えであります。

産婦人科医師の確保に際しまして、採算性の担保とリスクに対する補償が可能かということです。産婦人科を標榜する個人開業の診療等に対しまして、市が採算部門を補填することによって採算性を担保するという事は、他の民間医療機関との整合性を考慮する中では、ちょっとこれは難しいことではないかなという考えであります。また、医療事故等のリスクに関しまして最終的には賠償保険等での対応となることから、これも市が補償するという事はちょっと難しいのではないかと考えております。

次の女性医師の首都圏からの移住政策であります。このことは女性全般に言えることでありますけれども、結婚・出産・育児、これを理由として離職するという事は、それこそ一般的に一般企業でもよく言われておりますし、女性医師にも高い比率となっているようであります。日本産婦人科医会の報告によりますと、産婦人科医に限って言えば、常勤医師の 4 割を女性が占めております。その約半数が妊娠中か育児中とのことであります。

大学病院では大体 16 年目までに 35%の女性が分娩の取り扱いをやめまして、6.5 人に 1 人は常勤先がない状況になっております。常勤先がない女性医師のうちの 65%が 30 歳代でありまして、その年代の離職率を下げていかなければならないことが急務だというふうに言われております。

したがって、医療機関では、当然基幹病院でもそうでありまして、24 時間対応の院内保育施設や病児・病後児保育施設の整備、そして、時短勤務体制の整備これらによりまして女性医師の確保に力を入れる施設が増加しております。それでもなかなか医師不足に歯止めはかかっていない現状であります。

都会のほうで常勤医師となりました女性医師も、ある一定期間こちらで働いてもらえるような環境整備、教育環境ですね、これが特に言われているところであります。医師が増えますとやはり地域の経済、こういうものが上がるのはもちろんでありますけれども、医師不足の時代に医師に来てもらう——今はこういう時代であります。高度な教育機関等も整っていないと非常に難しい問題があるのではないかと。

我々の地域の中で、これは一流とか二流とかという言葉はちょっと失礼ですけれども、やはり都会でよくお名前を耳にします一流と言われる私立学校ですね、こういうところに引けをとらないような初等・中等教育機関、これはなかなか難しいわけでありまして、これがないということになりますと、難しい場面も想定をされるということでもあります。

それから、女性医師の移住のための家族の移住対策です。女性医師の場合、既婚者でありますと、家族と一緒に移住させることになるのが大体一般的でありまして、夫の仕事であったり、

子どもの教育環境を考える、こういうことも含めると、家族全体でというのはやはりなかなかハードルは高いだろうと。議員おっしゃるようなシステムができれば本当に理想的であります。

全国的な状況を考えますと、制度の構築、これよりは南魚沼市の自然、立地、教育環境、子育て環境、これに共感をしておいでいただける。そして、立地ということは今、言いましたけれども、いわゆる住んでいるだろうと思われる首都圏との時間的距離の短さ、その利便性、こういうことをまず訴えていくべきだろうと思っております。

最後の経済的な子育て支援策以外の労働者への出産・育児支援ということでもあります。出産しやすい環境整備を経済的側面で考えますと、結婚したい、また子どもを持ちたいと思っているけれども経済的に余裕がなくてという方は、いろいろな調査でも相当高い割合を占めているところでもあります。結婚祝い金、出産祝い金を出している自治体もありますが、これはそのとき限りでありまして、そう効果があるものではないというふうに私は思っております。

持続可能な事業になるとも限らないという部分もあります。まちづくりに関するアンケート調査——これは2014年度ですが——では、雇用が確保されている人は子育て支援の満足度が高いという結果が出ておりまして、子育て世代人口の定着と人口減対策には、やはり第一に良好な雇用環境が重要であるというふうに分析をしております。

就業者総数に占めます派遣社員、パート、アルバイトの割合が増えておりまして、若い世代がやはり希望する働き方を実現するために、雇用形態の改善とともに現在実施をしております。結婚から子育てまでの切れ目のない総合支援のさらなる充実を図っていかねばならないと思っております。

他の自治体の成果検証、あるいは産まない、産めない本当の理由は何か、こういうことを複眼的に分析をして、出産支援に保育、教育、結婚、住宅、働く環境これらを絡めた総合支援についての検討が必要だと考えております。それを社会全体が理解し、そして応援していく、この潮流をまずはつくらなければならないと思っております。そういう意味でまた議員からいろいろご指導、ご協力をお願い申し上げるところであります。以上であります。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

今の答弁を非常に——全部メモをとりましたけれども、自分の調査も大体そんな感じではないかなという調査結果でした。出産数が、出生児が非常に少なくなっていて、1980年の旧3町の合計が980人。ちょうど980人の出産だったということで、40年で半分になってしまいました。この結果からいくと私が提案しているような産婦人科医院の増設というのは、まず採算に合わないのだろうなど。そしてまた基幹病院のほうにも、軌道に乗り始めているところにちょっと影響を出してしまうのではないかとということが、今、市長の答弁から理解できました。なので、私が聞きたかった足りていると思うかというような質問は、やはり今の現状であれば、この状況を維持してサービスを向上していくというようなことにはならないかなと思っております。やはり、市長としても今、軌道に乗り始めた基幹病院のシステムをやっていくという

ことによろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

その方向で当面は進まなければならないと思っております。

○議長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

出生数が450人でこれをどんどん増やしていくというような思いはあるのですが、現状はこのとおりです。そして、増えていくような状態であれば、また検討していただくということにしてみたいと思っています。ということで(2)番、(3)番は市長の答弁のとおりということで、ここで終わりにしたいと思います。

続きまして4番、女性医師とそのご家族の移住政策についてです。私も2014年の日本医師会のデータに基づいて質問をしていきたいと思って調べてまいりました。医師国家試験資格の合格者、実に3分の1が女性でありまして、産婦人科、小児科医は20代の女性医師が半分を占めているという状況であります。そして、女性医師が目指す人気の科目として1位がやはり産婦人科、小児科、次が歯科、皮膚科、眼科と続くそうです。これは女性として出産や育児にかかわっていききたいという思いの反面、他科目と比較して、比較的重労働ではないという労働条件からの選択のようです。

国家が直面する少子化問題に対して非常に重要な位置にある女性医師ですが、現状の働く環境は厳しくなっているようでして、先ほど市長の答弁があったとおり、10年以内に出産・育児でいったん離職する先生は80%くらいいると。この時点で常勤で働く女性医師は激減し、非常勤医師か復職してもまた非常勤ですので、院内保育所等の利用制限がネックとなり、離職していくというケースが散見されるようであります。

ここで、日本医師会が女性医師にとってアンケートで、産前産後の休暇中の身分保障があるかというアンケートで、「ある」と答えた医師が60.8%、「ない」と答えた方が39.2%あったそうです。ここで復職に対する問題が、女性医師に対してはネックになっているという状況が浮き彫りになりました。先ほど市長の答弁にあったように、その女性医師が勤務する病院に求める条件というのは院内保育所であるとか、時間外勤務の減であるとか、そういうところがあるので、女性医師が40%近く復職が困難な状況に置かれているというところを鑑みて、我が市で女性医師に特化して、女性医師が働きやすい環境を提供した上で医師を招聘するような政策が検討できますでしょうか。

○議長 市長。

○市長 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

産前産後の休暇ですか、それから子育て——育休ですね、育休。これは今、一般的に公務員では全部とれることになっておりまして、復職は可能であります。こういうことで職を離れざるを得なかった女性医師の方々が、そういう部分がある程度求めているとすれば、我が市内のいわゆる公立病院ですね、基幹病院も含めてですけれども、そういうところにおいていただけ



るようになれば、これは大変ありがたいことだと思います。また、実態的な部分も含めて病院事業管理者、あるいは両院長にその話はきちんとしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

市長がそういうお考えで政策をちょっと検討していただければ、日本医師会の女性医師バンクというものがございます、これが厚労省からの指導で、女性医師の再就職と働く環境のやさしいところに派遣するような事業を行っているそうです。当市でそういった状況を整えば、その女性医師バンクというところに、ちょっとPRをしてみてもいいかなと思っております。

次の質問に移ります。女性医師とご家族の移住をというところですが、これは定住を目標にしてどこの自治体も頑張っているわけですが、必ずしも僕は定住ではなくても循環型でうまく回っていけば、一時的な移住であっても地域がよくなるのではないかと、そういうふうに思っています。そこで女性医師の活躍の場がない40%の部分に注目をしているわけですが、この部分がCCRCはアクティブシニアにこだわることなく、こういったところにも加えていったらどうかと思うのと、医師のご家族が移住する場合、転勤する場合に、先ほど市長も答弁していましたが、やはり、良質な教育機関がないということが非常にネックになっている部分がありました。当地には国際情報高校というところが非常にその役割を果たせるのではないかなと思っていたのですが、非常にその出産、育児とかその次元から高校に至るまでというのは結構時間がかかります。こういった医師に特化した移住というものが、本当に可能であるかどうか。そして当市で検討していく余地があるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

女性医師に特化した移住政策というのは、ちょっと難しいと思います。しかし、今議員がおっしゃったように、一定期間であって永住的なことではないということについては、我々は大歓迎であります。そして、CCRCもいわゆるアクティブシニアということをおっしゃっています。ですから、CCRがリタイアメントということでそういうことを言っているわけですが、これを、RはRでもリクリエイティブの、再創造するとかそういうことにも改められるわけでありまして、読めるわけでありまして。

アクティブシニアに限っていることではありませんので、CCRCについてのご利用等もあれば、これはもう大歓迎でありますので、そういう面ではそういう皆さんにもきちんと、我々のほうでアプローチしながら宣伝していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

やはり、まちづくりを女性医師のご家族に特化するというのは、なかなかとりにくい政策か

などは思いましたけれども、一定期間こういった医師のような方々が移住してまちづくり、そしていい医療体制が構築できるのであれば、ぜひ、行政としても取り組んでいただきたいと思っております。

最後、6番目の質問に移ります。ちょっと人口減少対策に戻るような質問で大変申しわけないのですけれども、質問の構成上、お許しいただければと思います。

先ほど市長の答弁にもありましたが、一時的な給付では子どもが増えない、増えるわけがないと。そこは私も一致しておりますが、国がいろいろな政策の活用を促したとしても掛け声だけでは進まなくて、実際に仕事をしている女性が楽々と安心して出産・育児で休暇をとるという体制は、非常に難しいというのが市内の現状であります。働く女性が安心して出産・育児に専念し、もとの職場にしっかりと復職できるよう、市長が先頭に立って企業に働きかけるべきではないかと。それが一番大事なのではないかと思いますが、その点に対してお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 人口減少対策としての産婦人科医院設置と女性医師の移住政策を

このことにつきましては、先ほどもちょっと触れました、いわゆる公務員はそのことが保証されておりますので、結局それを我々がきちんと民間企業の皆さん方にも説明をしたり、お勧めをしたりということだと思っております。ただ、民間企業ともなりますと、その間の例えばかわりとして雇う臨時職員の問題とか、あるいはそのために採用予定以外の皆さんを採用しておくというのは、これは我々市もしておりませんので、非常に難しいことだと思っております。

きのうの新潟日報だかに出ておりましたが、女子大生がいろいろの提言をした中で、大臣賞か何かを受賞した提言がありまして、そういう働き方をこういうふうにすれば解決できるのではないかとかというその記事が載っております、ちょっと興味深く見ました。詳しくは覚えておりませんが、やはりそういう制度的なものとかそういうものを、民間企業としてもそれを採用できるような下地をつくるのはやはり公であります。国も含めてですね。その辺も我々もきちんと国のほうにも要望しながら極力民間の皆さん方にも働く女性の皆さん方の、労働環境の改善、これらをお願いしたり呼びかけたりしていかなければならないと思っておりますので、そのことに一生懸命力を注いでまいりたいと思っております。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を2時50分といたします。

[午後2時33分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後2時50分]

○議 長 質問順位20番、議席番号9番・笛木晶君。

○笛木 晶君 最後から2番目になりました。皆さんお疲れだと思いますので、早めに切り上げますので、よろしく願いいたします。

生活困窮者の包括的支援体制について

今回は、生活困窮者自立支援法が2015年4月より施行されております。そういうことで苦し

んでいる人々を生活保護の手前で救い上げる第2のセーフティネットということで期待されているところがございます。市長の施政方針の12ページ、上から2行目に、「生活困窮者の自立支援につきましては、関係者・関係機関との役割分担を明確にしながら連携体制を充実し、包括的で効果的な実施方法を検討するとともに、地域的な課題の解決に取り組んでまいります」ということで、これはこの中の今、私が言った生活困窮者自立支援法を視野に入れての文言なのか。その辺を絡めましてお聞きしたいところがございます。

多重債務とかいろいろ今、生活困窮者に対してはさまざまな条件と申しますか、目に見えないいろいろなものがこういう複雑な世の中になってきました。そういうのを一つ一つ行政が窓口になって生活再建を図られるようなところまでを持っていくと、そういう体制。今回は秘書広報室を課に格上げするというような機構改革もありますけれども、この辺の住民、本当に困っている住民を救うというところの支援の制度——制度と言いますか体制、体制を構築することについて市長の考えを伺うものであります。檀上からは以上でございます。

○議 長 笹木晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 生活困窮者の包括的支援体制について

笹木議員の質問にお答え申し上げます。施政方針の中に記述してありますそのことにつきましては、もちろん生活困窮者自立支援法の施行に伴う部分もあります。けれども、当然であります。そのことばかりではなくて、生活困窮とまでいかななくても、そういうことに苦しんでいる皆さん方の支援体制、バックアップ体制をきちんとやっていくということでもあります。そこで今の包括支援体制について申し上げます。

多重債務に苦しむ方の相談窓口として、ご存じのように消費生活センターがあります。平成26年度の相談件数が255件。そのうち多重債務に関するものが19件であります。この19件の内訳は多重債務に絡む過払い金返還金の相談と生活再建——これは債務整理です。この相談が半々程度であります。また、年度の推移を見ますと、年々多重債務に関する相談件数が減ってきているという状況でありまして、これは喜ばしいことでもあります。平成21年には47件、平成22年には55件、多重債務に関する相談がございましたが、平成26年度は19件、平成25年度は13件、こういうふうには減ってきております。平成28年1月現在、今、7件であります。

この債務を整理することにつきましては、1つとして任意整理、2が特定調停、個人再生、自己破産こういう方法がございますけれども、どの方法を選ぶかはその借金と言いますかその額、あるいは債務者の事情、これによって異なるわけでありまして、債務の内容、状況をよくお聞きをした上で、必要であれば弁護士や司法書士などへの専門家のほうへ相談をつないでいるということでもあります。

また、相談費用や訴訟費用、これを捻出できない方には民事法律扶助——費用の立てかえ制度、これを行っております「法テラス新潟」を紹介してございます。去年、おとしですか、塩沢信組さんがこのことについて非常に有利で利用しやすい制度を設けて、この利用も相当あったようであります。

これに加えまして専門家の相談を希望される方のために、弁護士によります消費生活無料相談、あるいは地元司法書士によります多重債務無料相談を、それぞれ月1回ずつ実施しているところでもあります。近年は自己破産等の手続の相談を裁判所でも行ってございまして、消費生活センターにおける相談件数より裁判所で受け付ける相談件数が多くなっている状況だというふうに伺っております。

平成27年度、今年度からは、生活困窮者を対象とした新たな相談窓口を社会福祉協議会の中の「くらしのサポートセンターみなみ」これに委託いたしまして、債務に関する相談を司法書士につなぐという実績もありました。また、生活困窮をキーワードに幅広く相談を受け付けながら、就労支援あるいは生活資金の貸し付け、これらを行いながら早期の自立の支援を行っておりますし、複合的な問題を抱えている方には関係機関と連携しながら、役割に応じた支援を進めているところであります。

こういう部分から見まして、今、南魚沼市は支援体制は充実をしているということだと思っております。関係者との連携もうまくいっているものだと考えております。

そして市税等の納税困難に陥った市民の方に対しても、これは同様でありまして、よく事情を伺った上で適切な相談窓口の紹介、専門家への相談勧奨を行っているところであります。これからも関係機関と連携して、生活再建を図りながらこの税の部分については早期の回収に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 9番・笛木晶君。

○笛木 晶君 生活困窮者の包括的支援体制について

はい、わかりました。大分、そういうことで年々減っているということでもいいことですし、生活困窮者が少なくなっているということで、勝ち組、負け組なんて言わないで、もう人口減少の世の中になってくるわけです。救われる者は救って行って、人口が減らないように、自殺まで追い込まないようなシステムといいますか、相談体制をつくっていかなければ、到底人口増なんていうのは見込まれないわけですので、助け合いながら我が郷土南魚沼市を支えていく。現状維持とまではいかないかもしれませんが、消滅可能ではないそうですので、その辺は安心はしているのですけれども、それでも活気のある豊かな郷土をつくっていきたいというふうに考えています。

それで、1点はちょっとほかの市の事例ですけれども、そこまではちょっと無理かもしれませんが、ハローワークまでも庁舎に開設しているという先進市もあるようです。市長に1点だけそこを、そういう考えはあるかないかちょっとお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 生活困窮者の包括的支援体制について

ハローワークという一般に言う公共職業安定所ということですよ。これは今、国以外に職業紹介をできないということがありまして、ハローワークを独自に自前に設けるということはできませんが、これも何か規制緩和の中で県にまでそれを権限を広げるとかというような動きもあるようであります。これはハローワークそのものが、例えば我が市が庁舎を新築しますと、

そういうときにそこに国の機関としてハローワークを設置させてください、お互い一緒にやりましょうということはあるかと思います。ただ、今、うちの場合、この庁舎の中にハローワークの今の職員の皆さん方を全て受け入れて、そしてそこで業務ができるという、とてもそのスペース、キャパがございませんので、今それを市の庁舎の中にとということについて考えたことはまだございません。

○議 長 質問順位 21 番、議席番号 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 ちょっと定刻よりも早く順番が回ってきました。私で今 3 月議会は最後だと思いますが、時間もたっぷりありますので、市長にはより丁寧に説明をお願いしたいと思っております。

### インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

それでは通告書によりまして質問をさせていただきます。今回はインバウンド、訪日外国人旅行者というようなことですが、受入体制の整備をと。毎日、新聞等々で、このインバウンドのことが出ていない日はないくらい、いろいろなところで報道がされておるようでございます。2015 年には日本を訪れた外国人旅行者が推計でございまして、1,973 万 7,400 人に達したそうでございます。その消費額が 3 兆 4,771 億円になったというようなことが発表されております。

国、地域別では中国が一番だと思いますけれども、中国については平成 14 年の 2 倍以上、約 499 万人、500 万人ですね。その次が韓国が 400 万人、それから続いて台湾から 370 万人前後の方が来ておると。その後に香港が続いておまして、東アジア地域で約 73%を占めておるといようなことが出ておりました。中国経済の先行きの不透明感等々懸念もあるわけですが、2020 年東京オリンピック、パラリンピックに向けてさらに増加すると予想されております。

我が市でも市観光協会が平成 25 年から従来の中国、台湾、香港、韓国など東アジアに加えまして、東南アジアの親日国タイをターゲットとして新潟県や雪国観光圏、国際大学等々と協力し、インバウンド事業に取り組んでいるとのことでございます。

タイ国での旅行博の出店と商談会の参加、それからエージェント訪問、国際大学修了生招聘による受入調査活動等々を実施しておるようでございます。平成 26 年度はタイ国からマスコミの招聘事業、それから日本観光振興協会と共催のインバウンド研修会、それからアセアン地域大使館を対象とした雪国体験ツアーの実施等々を行っておると。また、今年度につきましては、温泉旅館、ホテル、民宿、ロッジ等々受入宿泊先別に総合的なインバウンド研修会を開催して受入体制の整備を図っているというように聞いております。

ことしの 2 月 21 日、台湾の大手旅行会社、長汎旅行社というのでしょうか、を招聘しまして交流会が行われました。特に南魚沼市を大いにアピールをすることができた。早速こちらのほうからもオファーがあるとのこと聞いておりますし、今後大いに期待されておるところでございます。台湾については本当に親日と言いますかそういった国でございまして、大いに期待されております。

また、観光交流人口増大の経済効果は、日本の定住人口 1 人当たりの年間消費額約 125 万円

だそうでございますけれども、これを旅行者の消費に換算をしますと、外国人旅行者が9人分、1回1人が消費額が約15万円だそうでございますので、9人来ていただければ同じになると。また、国内宿泊旅行者は27人を呼び込めば同じになるというふうなことが出ておりました。いかにインバウンドの消費が大きいことが、こういった数字からもわかるところでございます。

そこで以下3点につきまして市長にお伺いをいたします。1番目として、市内のインバウンドの受入数と今現在の取組状況について。2番目として、市と市観光協会が中心となって、宿泊施設、それから飲食店、スキー場、国際大学、観光施設等と連携し、受入体制の整備を図らなければならないのでは。3番目として、定住自立圏、また雪国観光圏等とやはり広域に誘客宣伝広告体制を敷いていかなければならないのでは、ということで以上3点を市長にお伺いをいたします。檀上からは以上でございます。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 黒滝議員の質問にお答え申し上げます。

#### インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

市内のインバウンドの受入数と取組状況であります。今、このインバウンドの受入数につきましては、各施設にお願いをして、今年度から調査を始めたところであります。しかし、スキー場等のように外見からしか外国人かどうか判断しなければならないという施設が非常に多いために、なかなか調査に協力していただけない状況でありまして、アジア系の方々は特にですね、外見では外国人かどうかほとんど判別ができない。こういうのがその理由でありまして、受入数についてはわかる程度で報告させていただきます。

まず、初めに、宿泊した外国人旅行客数は、平成26年度は4月から11月までが1,525人、12月から翌年3月までが1万3,408人となっております。平成27年度は途中経過であります。4月から11月までが388人、12月から翌年、この2月までですね、1,963人となっております。今年度につきましては、いま市内で最も多くの外国人旅行客が宿泊いたします施設は、上越グリーンプラザ、今までもそうです。これから、まだ報告はいただいておりませんので、前年比較はできませんが、現在把握している状況からも外国人の大半は、冬期間のスキー場関連の宿泊であるということがわかるところであります。

平成26年、27年でちょっと申し上げますが、平成26年度は合計で、この3月がまだ平成27年は出ておりませんが、1,733人。このうちグリーンシーズンが177人、ウインターが1,556人です。平成26年度はこの3月までですね。平成27年のまだ3月の分は出ておりませんが、2,351人、グリーンシーズンで388人、ウインターで1,963人、3月が出ておりません。ここに、先ほどありましたホテルグリーンプラザ上越さん、これは前年度でも1万1,852人という数値がありますので、今年度は1万3,200人くらいではないかと。これはまだ聞き取りの最中ではありますが、大体そんな数字が正式ではありませんけれども報告されております。一気にぽんということではありませんが、着実にインバウンド数が増えているということでもあります。

そして観光施設のへの入場者数でありますけれども、現時点では約半分の観光施設からの報

告であります、今年度は460人の入場者数であります。

それから次に市の観光協会が招聘にかかわった受け入れでありますけれども、平成22年度は中国の浙江省杭州市旅行エージェント、そしてマスコミ関係者12人、平成24年度は同じく中国浙江省杭州市旅行エージェント及びメディア関係6人、平成25年度はタイ王国メディア3人、今年度は台湾旅行エージェント16人を招聘しております。2月21日にはホテル坂戸城で台湾の旅行エージェント、長汎社——日本語で言うところのちょうはんです。この代表者から交流会が開催されましたその際にも、エージェントの代表者から本年9月に台湾の農業者団体が55人、当市を訪れる計画であるという連絡はいただいておりますし、つい先ほどこの長汎社様のほうから4月16、17日、土日であります。この日に27名、1泊2日でありますけれども、おいでいただくと。今、宿泊施設のほうを紹介中でありますし、南魚沼内ということで、ほぼこれは契約が成立しているようでありますけれども、そういうことも成果として既に表れております。先ほど触れました9月には、農業者団体55人の皆さんがおいでいただくということだと思っております。

それから、一般向けのツアーにつきまして、3月下旬から店頭での募集を始めるという連絡もありました。我が市の文化、歴史あるいは景観、食の魅力、これを知っていただいて、今後につながればと思っております。

それから市の観光協会がかかわった受け入れであります、平成23年度はアメリカや中国から計3件で11人、平成24年度は中国の小中学生45人、今年度は長岡科学技術大学NGSの留学生19人を受け入れている。モニターツアーでありますけれども、平成26年度は17国の駐日大使館職員、その家族40人を受け入れまして国際大学生によるモニターツアーにういては、平成26年度は当市と湯沢町の観光施設をめぐるツアーに31人、今年度は市内の宿泊施設に1泊2日の日程で宿泊いたしますツアーに8人の参加があったところであります。

また、市内の観光関係者に対しますインバウンドセミナー、研修会の開催でありますけれども、一般社団法人国際交流サービスセンター、あるいは国際観光サービスセンター、インバウンドの宿泊に取り組んでいる先進的なホテル、旅館から講師をお招きいたしまして、平成24年度から実施はしております。平成24年度では全2回をふれあい支援センターで開催、第1回が24人、2回が23人あります。平成26年度は1回の講演で23人が参加、今年度は3回で延べ37人が参加しております。このほか平成26、27年度とタイ王国で開催されました旅行博、あるいは商談会に参加をしているところであります。

また、市ではご承知のように今年度ITパークの推進のため、インド、スリランカを含めて東南アジアのほうに売り込みに行っていました。その際にスリランカ、あるいはインドでも観光PRを行い、特にインド・ニューデリーで開催されましたインド旅行博では、雪や花、こういう南魚沼市の自然に多くの興味を持っていただきました。このとき話題となったのは、日本国内での受け入れができるかどうかということでもあります。せっかく当市に興味を持っていただいたにもかかわらず、他の有名な都市へ顧客を持っていかれることが懸念されますので、何とか市内の事業者にそういう部分についても頑張ってもらいたいと思っておりますので、

よろしくお願ひいたします。

受入体制の整備であります。インバウンド受け入れの整備といたしましては、滞在中に必要な情報の提供、2次交通の整備、飲食店、小売店、レジャー施設等での外国語表示や接遇レベルの向上、宿泊施設への受入対応サービスの向上、通訳やガイドの充実、クレジットカード利用可能な店舗の充実、体験型アクティビティの充実、急病や災害時の対応、これらが必要であります。

市のほうではこれまでに滞在中に必要な情報の提供としても有効な、市庁舎、あるいは市民会館、市の公民館、市立図書館へのフリーWi-Fi、これの整備を進めてまいりました。浦佐駅にもこれは整備されております。また、市の観光協会では道の駅へのフリーWi-Fiの整備、あるいは在日大使館職員や国際大学生を対象としたモニターツアーの実施、今年度から始めましたインバウンド研修会の実施を行ってまいりました。

これからも市と市観光協会、これが中心になって、市内の旅行者、宿泊施設、交通機関、飲食店、小売店、スキー場、これらのレジャー施設の受入環境の整備に対しまして、講演、支援をしていかなければならないと思っております。

なお、一般社団法人国際交流サービス協会等の調査によりますと、欧米の観光客の95%は個人旅行者、台湾、中国でも最近では60%が団体客から個人旅行に変わってきております。他の韓国、マレーシア等の東南アジアの国々でも70%以上が個人旅行者でありまして、団体ツアーは徐々に減ってきております。こういうことを見ますと、これからのインバウンド対策、あるいはインバウンド受け入れについては個人旅行者向けの観光プロモーション活動が必要だというふうに考えております。

広域体制であります。雪国観光圏、これはもうご存じのとおりでありまして、観光庁から認定を受けてそれぞれ進めているわけでありまして、もう当然インバウンドを想定した部分で行っております。そういうことですね。ですので、広域体制を構築するというのは、今度は広域部分が魚沼市とも入るわけでありまして、当然、魚沼市さんとも、あるいはそういう体制がなくとも十日町市さんとか近隣の小千谷市さんとか、そういう皆さんと協力体制をとりながら、どこだ、ここだということではなくて、とにかくこの地域に大勢のお客さんから訪れていただけるような連携体制をとっていかなければならないと思っておりますので、またよろしくお願ひを申し上げます。以上であります。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

細かく説明していただきましてありがとうございました。ちょっと再質問をさせていただきますが、1番目のほうからいきますけれども、湯沢町では調査をしたところによりますと、平成21年度から誘致委員会を観光協会内に立ち上げまして、訪問事業、それから招聘事業等々いろいろなことを進めてきたことによりまして、平成26年度で外国人の宿泊客が約4万8,500人、スキー場の利用客が7万7,000人というようなことを聞いてまいりました。ことしはスキー場では、10万人を超えるのではなかろうかというふうなことを聞いてまいりましたし、各スキー場施



設等々でもいわゆる臨時の方だと思いますけれども、外国人を多く採用して対応に当たっているというようなことも聞いてまいりました。

我が市のほうでもいきなりそこまではなかなか難しいとは思われますけれども、やはり継続してやっていかないと、なかなか対応が難しいのではなかろうかというふうに思われます。先ほど話が出ました台湾の長汎旅行社でしょうか、そういったことの受け入れが期待できるわけですので、順次進めていって対応をきちんとやっていかなければならないというふうに思います。

1番目のことについては、もう1点は研修会をいろいろやっておりますよね。研修会を市の観光協会が中心となっていていろいろやっているというようなこと聞いているわけですが、この前観光協会長ともちょっと話をする機会がありまして、参加者、今の話をしてもらいましたけれども、ちょっと参加者がなかなか少ないというようなことも聞いております。そういった研修会は、一般社団法人の国際交流サービス協会等のそれなりの方から講師に来ていただいて、また、取り組んでいる先進地の若旦那さん等々が来てやってもらっているわけですので、市も積極的に関与して盛り上げてやって——地域全体が盛り上がらないと、なかなか観光協会がやってもちょっとまだまだというようなことを聞いてきました。ぜひ、そういったことも含めて積極的に関与して、参加者も多くしながら体制をつくっていただきたいというふうにお願いをいたします。

これは避けて通れないといえますか、こういった地方都市のほうにも今後はどんどんと外国人が入ってくるということだと思いますので、取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

2番目のほうに移ります。2番目のほうにつきまして、今、3月から市のホームページをちょっと見ましたら、多言語になっておりますね。英語、それから韓国、中国、台湾でしょうか。非常にいいことだと思います。やはり、先ほど市長も話をしておりましたように、今やはり個人のお客さんが圧倒的に多いらしいですね、個人の予約が。ホテル、旅館等でも個人のインターネットで申し込んでくる方が多いというようなことを、湯沢の方も言っておりました。非常にそういった意味で多言語と言いますか、そういったことが重要になってきます。

もちろん多言語のパンフレットだとか飲食店のマップ、それから案内看板の整備、それから、国際大学と連携したホットラインといえますか、先ほど話がありました病気だとかいろいろなことで宿泊先もなかなか体制がまだごく整っていないわけです。緊急時といえますか、そういったことに対して国際大学等々と連携しながらホットラインをつくるだとか、いろいろなことが考えられると思います。一度にどんなかなかできないというふうなことですけれども、少なくとも多言語のパンフレット、それから案内看板等々を多言語でというようなことに取り組んでいかなければならないと思いますが、市長の考え方をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

今、議員がおっしゃいました1番のほう、2番のほうも湯沢さんは相当やはりおいでいただ

いておまして、活性化に相当結びついているのだらうと思っております。残念ながら我々のところがそこまではまだ行っていませんが、これはやはり湯沢駅、あるいはスキー場であれば苗場とかそういう部分が非常に——そして、「湯のまち湯沢」というのはこれはもう全国的にも有名でありますので、我々がそこではちょっと劣っているということでもあります。ですが、これは湯沢さんに訪れた方たちが、今度は別のところに行ってみたいという部分が相当出てくる。その兆しが出ているわけでありますので、まさにその受入体制をきちんとやらなければならない。

そして、そのセミナー的なことでありますけれども、これは市も当然積極的に関与しております。おりますが、当事者の皆さんが、もう少し当事者意識を持っていただかないと、いくら市が旗を振っても、例えばセミナーなども含めてですけれども、熱心な方は本当に熱心においでいただいて勉強していただいておりますが、簡単に言いますと、まだそういうところに至っていない皆さん方が、まあ、我がところは、外国のような観光客など来ないだらうというような程度の感覚なのか。ちょっとその辺がわかりませんが、これらはやはり意識をちょっと変えていただくように、また徐々に——徐々にと言いますか、市のほうもきちんと周知していかなければならないと思っております。

受入体制の整備。これは今、申し上げたことと同じでありますけれども、国際大学との連携は常に強めておりますし、これからも、言語に関してはやはり一番の頼りのところでありますので。パンフレットは観光パンフレットの部分については、一応言語対応はおおむね、英語は当然で、あとは中国語だったか……。中国、韓国、代表的なパンフレットはそれに対応をしているのですが、それぞれの施設、例えば何々旅館とか、あるいはそういう部分については、まだそこまで至っていないというのが確か現実であります。こういうことを支援するような部分を、何かやっていかないと、なかなか個々の旅館での対応というのも難しい部分もあるのかもわかりませんが、それらはまた市の観光協会の範疇でもありますので、観光協会とよく打ち合わせをしながら。この受け入れが悪いともう二度と来ないということになりますので、それを十分意識しながら進めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

この前、先ほど話をしました台湾の長汎旅行社ですか、そのときも市長はきちんと体制をつくってお迎えをすると、声高らかに宣言をしたというふうに思っておりますので、ぜひ、来たときに、また南魚沼市に来たいなと思って帰っていただくように、取り組んでいただきたいというふうをお願いいたします。

3 番目のほうに移りますけれども、ちょっとこれも新聞の記事ですが、只見線の沿線に外国人旅行者の増加が出ておりました。増加と言っても人数的には多くありません。台湾のインターネットのブログで紹介されました福島県沿線のビューポイントと言いますか、陸橋のところが写っていましたが、1 日平均 5 人というふうなことが書いてありましたが、今まで外

国人が来たことがないようなところに、そういったことで来ているというようなことが出ておりました。

例えば我が市でも、今、ホームページを開きますと、カタクリが出てきますよね。カタクリなど本当に期間が短いわけですが、非常に外国人の方にはいい観光スポットになるのではなかろうかなと。我々は自分でここに住んでいますので、なかなか気づかないというようなことだと思いますけれども、そういったことをホームページでもちゃんと出ておりますので、ぜひ一只見線のことに戻りますけれども、定住自立圏構想も今、進めておるわけです。湯沢町は先ほど話をしましたように、ちょっと抜きん出ているというようなことですが、いろいろな意味で広域的に連携をしながら誘客、宣伝、広告体制をとっていかなければならないのではというふうなことだと思います。特に定住自立圏構想、協定をこれから結ぶというようなこととございますけれども、そういった中にもインバウンドについても、ぜひ取り組んでいってはいかがかなというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

○議 長 市長。

○市 長 インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

まさに大事なことでありまして、その只見線沿線の外国人の方の増加というのは、結局あれは私たちも確か外国へ行くとき一番求めるものは、まずは異国情緒ですね。文化とか食とか、そういうもので、自分の国と同じであれば、何の興味もわからないということとありますので、まずはその地域の特徴。日本文化といいますか、そして歴史、これらが一番重要だと思っております。

去年の新聞だったですか、青森の弘前城のお堀が、春の桜の開花の後の、桜の散るころですね、あれはお堀がもう桜の花びらでピンク色に全部染まるというその光景を、中国の若い人だったかが撮影をして、それをネットで流したら、もう爆発的にそこに外国人の旅行者が増えたということとあります。

きのう永井議員からもご指摘をいただきましたが、そのネットの力と言いますか、ITの力を我々もまたもう一度十分活用し直すように考えていかなければならないと思っております。なお、実はきのう報告がありましたが、総務省の——総務省ではない内閣府か。内閣府の職員の方から、いろいろの調査のために南魚沼市にも訪れていただきまして、我が市のフェイスブック、全国的にもこれだけ「いいね」というのが上がっている数が多くて素晴らしいというお褒めをいただいたそうとあります。永井議員のご質問のときは、まだそれがなかったのでお答えできなかったのですが、ちょうどいい質問が出ましたので、関連で市の職員の頑張りを皆さんにも認めていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制の整備を

今のネットと言いますか、スマートフォンも含めてですけれども、きのうだったかおとといか、うとうとしていましたのでちょっと忘れましたが、中国だと思いましたが、台湾だったかな、そういったブロガーといいますか、そういったことを職業にしている方もおるそう

でございます。そういった方を招聘して、ブログに乗っけてもらって、それを配信するというようなことがテレビに出ておりました。非常に今はもうネットだとか、スマートフォンだとか、ほとんどそれらを頼りに外国人の方も来ておるといふようなことでございます。ぜひ、我が市の、今、話がありましたけれども、そういったことも活用しながら、外国人旅行者に対応していかなければならない時期にきているといふうなことは間違いないと思います。繰り返しますが、台湾の方が来たときに、また来たいなといふうに思われるように、市観光協会も含めてですが、取り組みをお願いして、私の質問を終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日3月11日、金曜日9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後3時34分]